

目 次

開会・趣旨説明 3

理解というマジックワード

松岡宗嗣 7

マイノリティの「理解」とコミュニケーション

三木那由他 15

「LGBTQを理解する／しないこと」をめぐる困難

——家族、医療でのカミングアウトを例にして

三部倫子 22

登壇者間の意見交換 32

質疑応答 36

閉会 45

LGBTQを「理解」するとは？

日時：2023年10月14日（土）13:30-17:00

場所：北海道大学 学術交流会館 講堂

昨今LGBTQを「理解」という言葉を様々なところで目にする。今年6月に成立したLGBT理解増進法には様々な批判が向けられているが、企業向けセミナーをはじめ、教育機関における講演などでも、LGBTQを「理解」しようというメッセージはしばしば語られている。また、プライドパレードなどの社会的活動を通して、LGBTQの当事者は、不可視化されてきた自分たちについて「理解」を求めることを一つの目的としてきた。

しかし、そもそもLGBTQを「理解」とはどのようなことなのか、どのような意味で「理解」が必要なのか、あるいは必要ではないのか、「理解」という概念に遡って検討することも必要だろう。本シンポジウムでは、政治的・哲学的・社会学的な観点からの分析を織り交ぜ、LGBTQを「理解」ということの複雑さやその可能性を検討したい。

講演者紹介

松岡 宗嗣（まつおか そうし）

愛知県名古屋市生まれ。政策や法制度を中心とした性的マイノリティに関する情報を発信する一般社団法人fair代表理事。Yahoo!ニュースや現代ビジネス、HuffPost、GQ等で多様なジェンダー・セクシュアリティに関する記事を執筆。教育機関や企業、自治体等での研修・講演実績多数。著書に『あいつゲイだって——アウティングはなぜ問題なのか？』（柏書房、2021年）、共著『LGBTとハラスメント』（集英社新書、2020年）などがある。

三木 那由他（みき なゆた）

大阪大学大学院人文学研究科教員。専門は分析哲学、特に言語とコミュニケーションの哲学。トランスジェンダーであることをオープンにし、トランスジェンダーとしての経験についてエッセイなどで語っている。著書に『話し手の意味の心理性と公共性』（勁草書房、2019年）、『グライス 理性の哲学』（勁草書房、2022年）、『言葉の展望台』（講談社、2022年）、『会話を哲学する』（光文社、2022年）、『言葉の風景、哲学のレンズ』（講談社、2023年）がある。経歴、業績の詳細は<https://researchmap.jp/nayutamiki>にある。

三部 倫子（さんべ みちこ）

北海道生まれ。奈良女子大学大学院人文科学系教員（社会学）。これまで子どもから親へのカミングアウト、性的マイノリティの子育て、医療機関における性の多様性などをテーマに、質的調査を用いて研究。著書に『カムアウトする親子——同性愛と家族の社会学』（御茶の水書房、2014年）、論文に三部倫子、影山葉子「医療機関で性的マイノリティはいかに包摂されうるか——公立病院と診療所での『家族等』の取り組みを通して」『保健医療社会学論集』34（1）（2023年）がある。他詳細は、<https://researchmap.jp/sambe>へ。

企画・司会

近藤 智彦（北海道大学大学院文学研究院准教授、応用倫理・応用哲学研究教育センター事務局長）

斉藤 巧弥（札幌国際大学観光学部講師、応用倫理・応用哲学研究教育センター共同研究員）

満島 てる子（7丁目のパウダールーム店長、さっぽろレインボープライド実行委員）

公開シンポジウム 「LGBTQを『理解』するとは？」

開会の挨拶

(近藤 智彦 北海道大学大学院文学研究院准教授、応用倫理・応用哲学研究教育センター事務局長)

これより、北海道大学大学院文学研究院応用倫理・応用哲学研究教育センター主催の公開シンポジウム「LGBTQを『理解』するとは？」を開催いたします。

私は、このシンポジウムの司会の一人を務めます本センター事務局長の近藤智彦と申します。本日はよろしく願いいたします。

まずは、北海道大学大学院文学研究院の藤田健研究院長より、皆様へ開会の挨拶がございます。

(藤田 健 北海道大学大学院文学研究院長)

ご来場の皆様、本日はお忙しいなか、本シンポジウムに足をお運びいただき、またオンラインでも多くの方々にご参加いただき、まことにありがとうございます。私は、ただいまご紹介にあずかりました北海道大学大学院文学研究院長の藤田でございます。開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

このたびは、遠く首都圏や関西から松岡先生、三木先生、三部先生の三名の登壇者の先生がたをお迎えすることができ、大変うれしく思っております。お忙しいなか、この日の講演のためにご準備のお時間を割いてくださり、まことにありがとうございます。コロナ禍以降、この種のイベントはオンラインを活用して開催されることが多くなりましたが、今回は対面とオンラインを併用しての開催となっております。

ここで、応用倫理・応用哲学研究教育センターと、本センター主催のシンポジウムについて、簡単にご紹介させていただきます。本センターは、2007年、当時の文学研究科内に「応用倫理研究教育センター」として設立されましたが、2018年から応用哲学を加え「応用倫理・応用哲学研究教育センター」と改称して、現在に至っております。本センター設立の翌年にはジェンダー・セクシュアリティ部門が設置され、文学研究院のみならず北海道大学全体におけるジェンダー・セクシュアリティに関する研究教育のプラットフォームとして活動を続けてまいりました。学内の教養教育にあたります全学教育および大学院において関連授業科目を開講するだけでなく、研究および社会貢献の一環としてさまざまなイベントを企画・開催しております。その中でも中心的な企画として、具体的には「同性パートナーシップ」「教養とジェンダー」「『LGBT』はどうつながってきたのか」「国際労働移動とジェンダー」「占領と性」「女性参政権運動史をふり返る」「宗教を問い直す——家族・女性・リプロダクション」といったテーマで、毎年、一般公開のシンポジウムやフォーラムを開催してまいりました。これらのシンポジウムの記録は、本センターで発行しているジャーナル『応用倫理』の別冊として、また『公開フォーラム・シンポジウム記録集』として発行され、

本センターのホームページの「出版情報」というサイトで公開しておりますので、お時間がおありの際にご覧いただければ幸いに存じます¹。

このような一連のセンターの活動は、伝統的な学問だけではなく現代的な問題に直結する研究・教育も展開するという、本文学研究院の運営方針に合致するだけでなく、北海道大学として強く推進していくことが求められております「社会との連携」という観点からも極めて重要なものであると、私、研究院長として認識しているところでございます。

さて、本日のシンポジウムのテーマは、「LGBTQを『理解』するとは？」でございます。シンポジウムのテーマとして性的マイノリティ、LGBTQを取り巻く問題を取り上げるのは、2018年以来です。近年、「LGBT理解増進法」をめぐる動きに見られますように、このテーマが政治問題化されるなかで、公人による差別発言が繰り返され、またとりわけトランスジェンダーに対するバッシングが激化するなど、根強く残る差別や偏見が浮き彫りになっております。このような状況のなか、LGBTQを取り巻く現在の問題に対して、それぞれの分野で先進的なご活動やご研究を進めてこられた先生がたをお招きし、本シンポジウムが開催できますことを、大変光栄に思っております。本シンポジウムがそうした問題について考えるための重要な礎石となることを期待するとともに、本学内外のLGBTQ当事者の方々にとって、また社会全体にとって、真の意味での状況改善の一助となることを願っております。

最後になりますが、本シンポジウムが皆様にとって有意義な場となりますことを期待いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。(拍手)

趣旨説明

(近藤) 次に、私のほうから、本シンポジウムの趣旨と進め方を説明いたします。

藤田研究院長からの話にもありましたように、私どものセンターでは毎年、ジェンダー・セクシュアリティをテーマとした公開シンポジウムもしくはフォーラムを開催してまいりました。その枠の中でLGBTQをテーマとするのは、2018年に『「LGBT」はどうつながってきたのか?』と題して開催したシンポジウムから五年ぶりになります。そのときの記録を振り返ってみたところ、トランスジェンダーに関する話題がほとんどなかったことに対する疑問の声が会場から寄せられていたことを思い出しました。性的マイノリティをめぐるここ五年間の状況の変化の一つとして、特にトランスジェンダーの方々に対する謂れのないバッシングが激化しているという状況があります。そのような中、今回はトランスジェンダーの方も講演者に加えてシンポジウムが開催できましたことを、とりわけありがたく思っております。

さて今回、LGBTQをテーマとして取り上げることを決めた後、齊藤さんと満島さんを加えた企画者三名で具体的にテーマを絞るための相談を進めました。ちょうどその間、社会的にも話題になっていたのが、今年6月に施行されたいわゆる「LGBT理解増進法」の成立に至るまでの様々な動きでした。その政治的な動きの背景について、またこの法律そのものの問題については、このあと松岡さんからお話が伺えるものと思います。ただ、そのなかで私ども「文学部」系、あるいは「人

¹ <https://caep-hu.sakura.ne.jp/publish/>

文」系の人間である三名の企画者にとって気になったのは、「理解」という一見何の問題もないように思われる言葉が利用されていったことでした。他方で、今回の案内のポスターの文面にも書いたことですが、企業向けセミナーをはじめ、教育機関における講演などでも、LGBTQを「理解」しようというメッセージはしばしば語られてきましたし、また、プライドパレードなどの社会的活動を通して、LGBTQの当事者自身が、不可視化されてきた自分たちについて「理解」を求めることを一つの目的としてきたことも、事実かと思えます。このような中で、「理解」という言葉をそれぞれどのように理解すればよいのか、あるいはどのように利用していけばよいのか、私ども自身も戸惑ってしまったというのが率直なところです。そこで、「そうだ、まさにこのことを、この問題をよくお考えの専門家の方に聞いてみよう」と思いまして、これが今回のシンポジウムのテーマ「LGBTQを『理解』するとは？」に至った経緯となります。

そのようなわけで、「理解増進法」をめぐる議論はこのシンポジウムにとって出発点ではありませんが、それだけにとどまるわけではありません。講演者として、「マイノリティの『理解』」とされているものはいったい何なのかを、哲学の立場からお話しただけの方として三木さんをお呼びし、また「LGBTQを理解すること／しないこと」をめぐる困難について家族や医療といった具体的な事例にもとづいてお話しただけの三部さんをお招きしたのは、そのためです。今日のシンポジウムの結論として、LGBTQの唯一の正しい「理解」とはこれだ！ というものが、例えば箇条書きにできるような仕方ですされることになるとは考えにくいですし、「理解」という概念そのものの唯一の正しい「理解」はこれだ！ というものが示されることも、おそらくないだろうと思えます。このような議論というのは、ややもすれば悠長すぎるように、もっと悪く言えば、「文学部的」あるいは「哲学的」と揶揄されることもあるような、役に立たないもののように思われるかもしれません。しかし、ある言葉が政治的に歪められ貧しくされたとき、その言葉の豊かさを取り戻す一つの道はまさにこうした悠長にも見える議論をすることであり、そしてそのような場を作ることを通して、「文学研究院」に属する私どもセンターならではの仕方、たとえ迂遠な仕方ではあっても本当の意味での社会的な貢献を果たせると信じております。

シンポジウムの趣旨説明はこれくらいにいたしまして、本日の進め方についてご説明します。

まずシンポジウムの前半では、松岡さん、三木さん、三部さんのお三方に、それぞれ30分ほどお話しいただきます。その後、休憩を15分ほど取りまして、後半は、北海道大学出身者でもある齊藤巧弥と満島てる子の二人を司会として、登壇者間の意見交換、および皆さまからお寄せいただく質問にもとづいて質疑応答を進めてまいります。

では、さっそく最初の講演に移りたいと思います。

まず、松岡宗嗣さんにお話しいただきます。

松岡さんは、政策や法制度を中心とした性的マイノリティに関する情報を発信する一般社団法人fairの代表理事であり、ご著書に『あいつゲイだって——アウティングはなぜ問題なのか？』²、共著『LGBTとハラスメント』³などがございます。松岡さんはおそらく現在日本でもっとも活発に情報

2 松岡宗嗣『あいつゲイだって——アウティングはなぜ問題なのか？』（柏書房、2021年）。

3 神谷悠一、松岡宗嗣『LGBTとハラスメント』（集英社新書、2020年）。

を発信しているアクティヴィストの一人であり、皆様の中にも松岡さんが執筆されたジェンダー・セクシュアリティに関する様々なメディア記事を目にし学んだことのある方は多いのではないかと思います。私もその一人です。

本日は「理解というマジックワード」というタイトルで、本シンポジウムの出発点ともなった「LGBT理解増進法」をめぐる動きについて、貴重なお話が伺えるものと思います。

理解というマジックワード

松岡 宗嗣

一般社団法人fair代表理事

一般社団法人fair代表理事の松岡宗嗣です。fairは主に政策、法制度を中心とした性的マイノリティに関する情報発信をしている団体で、私自身ゲイであることをオープンにしながら、ハフポスト、Yahoo!ニュース、現代ビジネス、GQなどでジェンダー・セクシュアリティに関する記事を執筆するライターとしても活動しています。今日のテーマに関連するところで言うと、まさに6月に成立した「LGBT理解増進法」に関する動きを発信してきました。

さて今日は、前半と後半に分けて二部構成でお話ししようと思っています。前半は、LGBT理解増進法というものが成立した経緯について、すなわち、なぜ「理解増進」という考え方が出てきたのかということや、理解増進法の問題点についてもお話ししたいと思います。そして後半では、「理解」というのはそもそも何か、ということについて考えたいと思います。LGBTQについて「理解を広げよう」というと、多くの方は、「確かに大事」「理解を広げたほうがいい」と言うでしょう。「理解」という言葉は、一見すると賛同しやすい、もしくは批判しづらい、否定しにくいものだと思います。私は今回、タイトルに「マジックワード」という言葉を入れたのですが、「マジックワード」というのは、簡単に言うと、それ以上議論が進まなくするような、思考停止に陥れるような言葉と言えます。「理解」という言葉によって実は議論がストップしてしまっている側面があるのではないかと。こうした「理解」とはそもそも何かということも考えていきたいですし、一方で、理解増進法というものができてしまっている状況で、この法律をどのように「活用」することができるかという点についても、最後にお話ししたいと考えています。

今年2023年の6月23日にLGBT理解増進法が施行されました。報道では「LGBT（性的マイノリティ）について理解を増進するための法律」と表現されることもあるのですが、厳密には違います。どういう法律かということ、「性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を増進する」というものです。性的マイノリティの「人」について理解しようということではなくて、性の多様性、そのあり方について理解を広げようという内容なのです。

そもそもなぜ、「理解増進」というフレームが出てきたか。ご存じのかたも多いと思いますが、2015年に東京都渋谷区でパートナーシップ制度が導入され、特に2010年代後半から「LGBT」という言葉がたくさん報じられるようになり、社会的な認識も高まりました。同じころ、まさに2015年に国会でも超党派の「LGBTに関する課題を考える議員連盟」というものができて、何らかの法整備が必要ではないかという機運が高まった時期でもあります。ただ、超党派の議員連盟ができた翌年の2016年、自民党の中で「性的指向・性自認に関する特命委員会」というものが別に立ち上げられます。そもそも超党派の議員連盟は、自民党だけではなく、共産党、立憲民主党などいろんな政党が加わってこの課題について考えようというのですが、それとは別に、自民党は独自

に特命委員会を作ったわけです。何で作ったのか。それは、その経緯を見ると明らかだと思います。

2015年、全国のLGBTQに関する当事者団体の全国組織「LGBT法連合会」が発足し、「LGBT差別禁止法」を求める動きが活発化しました。同時期に、野党からは、実際に「差別解消法案」が提出されています。こうした動きに対抗するように自民党の特命委員会が作られて、そこから出てきたのが「理解増進」という考え方でした。なぜ「理解増進」なのかというのは、シンプルに言えば、やはり「差別を禁止したくないから」です。すなわち、差別を禁止したくないから理解を増進するという別のフレームで、この法律を作ろうとしたと言えます。



松岡 宗嗣 氏

では、なぜ差別を禁止したくないのか。幾つかの要因があると思いますが、一番大きなポイントは、同性婚の法制化につながることを恐れているからでしょう。

法律上異性のカップルは結婚できるけれども、同性のカップルはできません。もし差別禁止法ができると、「これは差別に当たるのではないか」と問題提起することができるようになります。つまり、差別を禁止する法律を作ってしまうと、それを根拠に、同性婚へつながる道ができてしまう——それを危惧しているから、差別禁止法を作らせたくないのです。ただ、当時、2020年に開催予定だった東京オリンピック、その五輪憲章の中に「性的指向に基づく差別の禁止」がうたわれていて、ホスト国である日本も、五輪憲章を遵守することが求められていました。ですから、性的マイノリティをめぐる何の対応もしていないという状況は、それはそれで国際的に問題である。差別は禁止したくないけれど、何もしないことは難しいということで、ある意味骨抜きのために「理解増進」という新しいフレームを持ち出したと言えます。

これを裏づけるものとして、自民党の中のLGBT特命委員会の初代委員長である古屋圭司議員のブログを読むと、そのコンセプトが非常に濃く表れています。2021年、LGBT理解増進法案は結果的に自民党内の強硬な反発によって国会に提出されなかったのですが、この年の4月、特命委員会の中で法案が了承されたときの古屋議員のブログには、次のように書かれています。

「『攻撃こそ最大の防御なり』の発想でこの理解増進法を進めることが大切」⁴

つまり、差別禁止をさせないための攻撃としてこの理解増進法を作ることで防御ができる、ということなのです。

法律は今年6月に成立しますが、その直前の5月、自民党総務会で法案が了承されたときには、古屋議員は次のようにブログに書いています。

「この法案はむしろ自治体による行き過ぎた条例を制限する抑止力が働くこと等強調したい」⁵

4 古屋圭司「自民党性的指向・性自認に関する特命委員会に出席」(2021年04月08日)、<http://www.furuya-keiji.jp/blog/archives/16195.html>、最終閲覧日2023年12月15日。

5 古屋圭司「LGBT理解増進法案について」(2023年05月16日)、<http://www.furuya-keiji.jp/blog/archives/20290.html>、最終閲覧日2023年12月15日。

「行き過ぎた条例」と表現していますが、これは約70の自治体ですでに差別を禁止する条例が導入されていることを指しています。こういったものを「行き過ぎた」と言い、これを抑制するために理解増進法が必要である、と表現しているわけですが、ここからもやはり差別禁止をさせないための、骨抜き「理解増進」であったということが明らかではないかと思えます。

「理解増進法」が2021年に提案されて、国会には提出されず、今年2023年に成立したわけですが、性的マイノリティの当事者のコミュニティはどのようにこの法律を受け止めていたか、特に2021年頃の状況を振り返ってみたいと思います。私は大きく二つの反応があったとらえています。一つは、こんな法律でも「ないよりはあったほうがいい」という立場、もう一つは、こんな法律では「ないほうがマシ」という立場です。

「ないよりあったほうがいい」というのは、次のような考え方からです。すなわち、これまでは根拠となる法律が何もないから、学校や企業、自治体などの意識のある現場が自助努力で啓発をするなど、さまざまな活動を行ってきました。骨抜きでも法律ができれば、法的根拠ができて国や自治体、企業、学校での取り組みが進むのではないか、という立場です。同時に、現在の政権下において、性的マイノリティを含むジェンダー・セクシュアリティに関する権利保障はなかなか進みません。現状においてできるポイントとしてはここが最大ではないか、という意見もありました。法律が何もない状況が続くよりはいいのではないか、という意見です。

一方で、「こんな法律だつたらないほうがマシ」という言説も、もちろんありました。そこで出てきていたのは、例えば「性的マイノリティというのは、『理解される』存在ではない。私たちは理解されたいのではなくて、差別されず、平等に扱われたいだけ」ということです。または実務的にも、理解増進法ができて「今後、婚姻の平等、同性婚の法制化をしよう」という主張が起きたときに、「いやいや、まずは理解が先。理解増進をしてから」と、権利保障をさまたげるための言い訳としてこの法律が使われてしまうのではないかという懸念も聞かれました。

今年6月に理解増進法ができるわけですが、具体的にどういう問題があるのかというと、特に法的な観点から見たときに最も大きな問題は、いま具体的に起きてしまっている差別的な取り扱いの被害に対処できないということです。「差別的取り扱い」とは、合理的な理由のない区別の取り扱いのことを言います。例えば、トランスジェンダーであることを理由に面接を打ち切る、解雇する、または同性カップルであることを理由に部屋を貸さない、サービス提供を拒否するといった取り扱いのことです。残念ながら理解増進法は、性的指向、性自認のあり方に基づく解雇や左遷、サービス提供の拒否などの具体的な被害に対処することはできず、法的な根拠にはなりません。「理解がなくて残念でしたね」「これから理解を広げましょう」といった対応しかできず、これが最も大きな問題です。同時に、これは「こんな法律はないほうがマシ」という言説の中でも紹介しましたが、「やはり理解することが先」と言われて、結果的には平等な権利の保障から遠ざかるような運用がされてしまうという懸念があります。

実際に今、約70の自治体で差別禁止条例があるという話をしましたが、今後どのように地方自治体が動いていくかというときに、やはり理解増進法に基づいて理解増進の条例を作ろうということになる可能性は大きいでしょう。その内容を見ていくと、これまで何も法律がないから差別を禁止する条例ができていたのが、それが後退し、「理解を増進する」というトーンダウンした条例が広がっていく可能性もあります。もう一つ、パートナーシップ制度についても、「理解が先」と言

われて抑制されるのではないかという懸念もあったのですが、現在すでに300以上の自治体でパートナーシップ制度が導入されていて、理解増進法がこの動きを後退させる要因となるかは定かではありません。

ここまでの前半として、理解増進法成立の経緯とどういうところに問題があるか、簡単にお話ししました。

ここで、本題である「理解」とは何かという点についてお話ししたいと思います。

まずはじめに立てたい問いは、「はたして理解を広げたら、差別はなくなるのか」ということです。実際に理解増進法ができた経緯を振り返ったときに、やはり差別を禁止したくない、差別禁止をさせないための理解増進法だった、という話をしました。この点については、国際人権法がご専門の青山学院大学・谷口洋幸さんの、時事通信でのコメントから抜粋してお話しすることが一番分かりやすいと思います。読み上げます⁶。

「『意識が変われば社会が変わる』というのは幻想に過ぎない。歴史的、社会的に偏見を持たれてきた人がいるという状況は、意識啓発だけでは解消しない。嫌悪感を持つことがいいわけでも、仕方が無いわけでもない」

「『いろんな生き方をしている人がいることを理解しましょう』というのは全く無意味だ。例えば『同性を好きになることを理解しましょう』ということを理解できない人はできないし、体験できない人はできない。ただ、そういう生き方に対して侮蔑的なことを言うてはいけなとか、差別的な処遇をしてはいけな。こうした基本理念に立ち返って理解を進めていかないと、今までと同じことの繰り返しになる」

「日本の議論を見ていると、『差別が起きることがよくないので、差別をなくそう』という方向に行ってしまう。その考え方は差別を理解していない。差別は起きるし、意図しないところで差別的な状況を作り出してしまうことはあり得る。それを想定した制度を作る必要がある」

ここで、非常に重要なポイントがあります。同性愛者に対してマジョリティの人が「気持ちが悪い」と思ってしまうとき、内心をどうこうするのは難しい。けれども、それを「仕方がない」と放置するのではなく、同じ社会を生きる上で、それを理由にサービス提供を拒否するといった行動はだめであって、そうした具体的な行為は規制していく、ということです。差別は起きてしまうということを前提に、仕組みによって差別に対処していく、そのための制度が必要だと思います。

差別をなくすためには、具体的には差別という行動に対して対応していく。まずは、「差別をしてはならない」という大前提となるルールを示したうえで、具体的な行為、行動を規制していく。同時に、起きてしまった被害に対して、例えば民事訴訟で差別禁止法が根拠になり、それによって被害から救済される——こうした仕組みで対応することが必要ではないかということです。また、

6 時事通信「LGBT「意識啓発だけでは解決しない」 青学大・谷口洋幸教授に聞く【政界 Web】」（2023年09月01日）。
<https://www.jiji.com/jc/v8?id=20230901seikaiweb>、最終閲覧日 2023年12月15日。

同じ市民として平等な権利を持っているということを示すことも、重要であると考えています。すなわち、差別を禁止することで「平等な市民」であることを示し、性の多様性や、性的マイノリティの置かれている状況についての「適切な認識」を広げていくことが大事だと考えています。

先ほど、婚姻の平等という権利を保障しようというときに、理解増進法ができると「理解を広げることが先」という言いわけに使われてしまうのではないかという話をしました。しかしながら、理解を広げてから平等な権利を保障していくという主張は問題があります。人権は多数派の温情によって与えられるものではなく、すべての人がすでに持っている固有の権利です。理解を広げてからではなく、「権利は平等」「差別をしてはいけない」といった大前提となるルールを示すことによって初めて、結果的に「理解」が広がっていくのだと思います。そのうえで、まさに「理解」とは何かということを考えていきたいと思っています。

冒頭でも触れましたが、私は今日の話に「理解というマジックワード」というタイトルにつけました。例えば、LGBTQに関する理解を広げよう、という話が出たときに、一般論としては多くの場合、理解は広がったほうがいい、理解は必要と思われるでしょう。一見多くの人賛同するこのフレーズですが、もう少し踏み込んで考えていくと、「理解」とは何を指すのか、何を「理解」するのかということ、実はその認識は共通していなかったり、あいまいだったりするのではないかと思います。

また、まだまだ根強い差別や偏見が残るなかで、それを解消するために理解を増進する法律を作ろうといったとき、いったい「何」を「どの程度」理解したら差別はなくなるのでしょうか。「どの程度」を客観的にどう評価するのでしょうか。「理解を広げよう」というのは一見、賛同しやすいフレーズです。では、具体的に何をどの程度理解するのかというのは、実はあいまいです。「マジックワード」と書いたとおり、この「理解」という曖昧なベールによって、その先の議論や思考が停止してしまっているとも指摘できると思います。

では、まず「何」の部分を考えてみます。「理解」という言葉を辞書で見ると、一つは「物事の道理や筋道が正しくわかること」、もう一つは「他人の気持ちや立場を察すること」とありました⁷。例えば、次の三つのフレーズを見てみましょう。

- ① 「性的マイノリティを取り巻く社会状況を『理解』する」
- ② 「性のあり方が多様だということを『理解』する」
- ③ 「性的マイノリティ (LGBTQ) を『理解』する」

皆さんはそれぞれのフレーズを見て、どのように感じますか。

私はこう思いました。一つ目と二つ目、つまり「性的マイノリティを取り巻く社会状況を『理解』する」、そして「性のあり方が多様だということを『理解』する」といったときに、辞書にある「理解」の意味の一つ目、「物事の道理や筋道が正しくわかる」に近いと思いました。性のあり方、社会状況について認識するということです。こういう意味での「理解」という言葉は、確かに大事なような気がするし、広がったほうがいいかもしれないと思います。

7 項目「理解」『デジタル大辞泉』（小学館）、<https://japanknowledge.com>、最終閲覧日 2023 年 12 月 15 日。

もう一つは「性的マイノリティ（LGBTQ）を『理解』する」ですが、これはどちらかというところ、性的マイノリティの人がどんな人たちか、どんな思いで過ごしているかといったところを理解する。すなわち、「他人の気持ちや立場を察する」という理解の意味に近いと思いました。これを見たときに、私はやはり違和感を覚えました。性的マイノリティの気持ちを理解する、とはどういうことか。

この違和感を言語化すると、一つは、権利の問題を無視し、あくまで多数派の人たちが温情によって「かわいそうで特殊な性的マイノリティの人のことを、理解してあげる、気持ちを分かってあげる」という形になってしまっているのではという点です。

「こんな法律はないほうがマシ」という主張の中に、「私たちは、『理解されたい』のではなくて、ただ『差別をされたくない』『平等な市民として扱われたい』のだ」というものがありました。かわいそうな、特殊な人たちとして「理解」されたいわけではなくて、あくまでも同じ人間、同じ平等な市民として扱われたいということです。例えば「女性理解増進法」という法律を作ろうとしたら、多くの人が違和感を持つのではないかと思います。求めているのは理解ではなく、差別や不平等をやめることでしょう。

もう一つが、そもそも他者を「理解」することはできるのだろうかという点です。つまり、「他人の気持ちを察する」とか、「その人についてすべてを『理解』する」というのは、そもそも可能なことなのか。多数派、シスジェンダー・ヘテロセクシュアルの人同士であっても、お互いのことを「理解」することがそもそもできるのか。私は、こうした点から違和感を持ちました。

しかしながら、「理解増進法」は成立してしまいました。そこで、この法律をどのように「活用」していくかという点も、非常に大事になってくると思います。冒頭近藤さんから、「『理解』という言葉はこうです、LGBTQを『理解』するとはこうですといった、画一的な答えは今日は出せないかもしれない」というお話がありました。私もそのように思っています。では具体的に「理解増進法」をどのように捉え、どのように「活用」していくかについて、一つの提案をして終わりたいと思います。

先ほど「かわいそうな他者としてのマイノリティを『理解』する」という点には違和感があるという話をしました。どのような理解を広げていくのかというときに考えてほしいのは、あくまでも性のあり方や、性的マイノリティが置かれている、今の差別や偏見が根強く残っている社会の状況、いわばそうした「構造」について適切に「理解」が広がっていくことです。このときにヒントになる概念が「クィアペダゴジー」ではないかと思えます。教育学がご専門のかたにはなじみのある言葉かもしれません。

まず、クィアペダゴジーについて触れる前に、今の学校における「LGBTQ」をめぐる教育に関して考えます。

現在でも、学習指導要領には性の多様性についての記載がありません。学校教育において、これまで性の多様性はなかなか取り扱われてきませんでした。性的マイノリティはいないことにされ、いじめの被害に遭ったり、「ふつうじゃない。おかしい」と攻撃されたり、抑圧されたりしてきました。特に2010年代後半から「LGBT」という言葉が認識され、徐々に教育機関でも取り組みが進められていく中で、学校の中では、例えば年に1回、外部から当事者のゲストスピーカーを呼んで、全校生徒の前で、性的マイノリティとは、という点や自分自身のライフヒストリーを話してもらおうとい

うところも増えてきました。これはすごく大切な機会だと思っています。カミングアウトしている当事者が、その姿を明かして話をする事で多くの人が性的マイノリティを身近な存在と感じたり、「このように生きているのだ」とリアリティを知ることは、非常に重要な気づきのステップになるでしょう。

ただ、問題もあります。例えば年一回、外部から当事者の人に来て話をしたとしても、学校にいる当事者の生徒が、担任の先生に自分の性のあり方についてカミングアウトしたら「適切な対応」がされるだろうか。一回外部の人が来たからといって、学校の先生が学んでくれている限りは、かえってひどい対応をしてしまうかもしれない。かわいそうなハレモノとして扱ってしまうかもしれない。こうしたいろんな懸念が残ります。また、外部から来たゲストスピーカーの話聞いても、性的マジョリティにしてみれば、自分たち「ふつうの人」とは異なる「特殊な人」の話で、その人が「大変な生き方をしてきた」ということを何となく「理解」してあげる、というメッセージとして伝わってしまうのではないかと懸念するわけです。

ここで「クィアペダゴジー」の意味を、以下、堀川修平さんの『気づく 立ちあがる 育てる——日本の性教育史におけるクィアペダゴジー』から引用します。

「ヘテロノーマティブ（異性愛中心的な性規範）な教育実践や学校のあり方を改革し、ジェンダー・セクシュアリティといった〈性〉に関わる権力性を問い直す教育実践」⁸

「ヘテロノーマティブ」とありますが、シスノーマティブ（シスジェンダー中心的な性規範）も、もちろん含んで考えたいと思います。つまり「クィアペダゴジー」は、シスジェンダーかつヘテロセクシュアルが中心であることが「ふつう」とされている考え方自体を問い直していく教育実践と言えると思います。「かわいそうな人を理解してあげる」のではなく、そもそも「だれもがシスジェンダーでだれもが異性愛者というわけではない」、自分自身や社会の「ふつう」ということ自体を見直していこうという教育実践のあり方です。今日は時間の関係で具体的にどのような教育実践が行われているかという話まではできませんが、こういった概念を考えることは非常に重要だと思います。

ところで、理解増進法に基づく取り組みが今後どのように行われていくかは、実はまだ定かではありません。少なくとも国が基本計画や指針を策定し、自治体や学校などで「理解」が広げられていくこととなります。では、各現場において「理解」という言葉をどのようにとらえるべきでしょうか。差別を禁止したくないために理解増進法ができてしまいました。そして、どうしても「かわいそうな、特殊なマイノリティの気持ちを理解してあげる」という運用をされかねない状況にあっては、私はやはり、「理解」という言葉を取り返すことが大事だと思っています。そのとき、社会の「ふつう」を問い直す「クィアペダゴジー」はヒントになる概念だと思います。

まとめとして振り返りたいと思います。

差別を禁止させないために「理解増進法」というものが作られてしまいました。でも、「理解」を広げることだけでは差別の問題は解決しないということをお話ししました。法的にはやはり、差別の禁止という前提を示したうえで、性的指向や性自認などを理由に解雇してしまう、学校から追

8 堀川修平『気づく 立ちあがる 育てる——日本の性教育史におけるクィアペダゴジー』（エイデル研究所、2022）、2頁。

い出してしまうなどの具体的な行動を規制していき、平等な権利を保障していくことによって、結果的に「理解」は広がっていくのではないかと。

そのとき「理解」というのは、温情として「かわいそうな他者を思いやってあげる、受け入れてあげる」というものではなく、そもそも性のあり方が多様であることや、性的マイノリティを取り巻く社会状況を知り、シスジェンダー、ヘテロセクシュアルを中心とした社会の「ふつう」や「当たり前」を疑う、それを「理解」として広げていくことが必要ではないかと思います。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

(近藤) 次に、三木那由他さんにお話しいただきます。

三木さんは現在、大阪大学大学院人文学研究科のご所属で、ご専門は分析哲学、特に言語とコミュニケーションの哲学です。ここ数年、矢継ぎ早にご著書を出されていて、『話し手の意味の心理性と公共性』⁹、『グライス 理性の哲学』¹⁰という二冊のどちらかという専門的なご著書に加えて、一般向けのご著書として『言葉の展望台』¹¹、『会話を哲学する』¹²がごございます。トランスジェンダーであることをオープンにされ、特に最近の一般向けのご著書やその他の媒体にお書きになっている文章の中では、トランスジェンダーとしての経験にもとづくお話も語ってくださっています。

本日は、「マイノリティの『理解』とコミュニケーション」というタイトルで、そもそも「理解」と言われるものは何であるのかという、哲学者ならではのお話をお聞かせいただけるものと期待しております。

9 三木那由他『話し手の意味の心理性と公共性』(勁草書房、2019年)。

10 三木那由他『グライス 理性の哲学』(勁草書房、2022年)。

11 三木那由他『言葉の展望台』(講談社、2022年)。

12 三木那由他『会話を哲学する』(光文社、2022年)。

マイノリティの「理解」とコミュニケーション

三木 那由他

大阪大学大学院人文学研究科教員

私の専門は分析哲学です。分析哲学って何だろうと思うのですが、最初はドイツにおいて、そして20世紀、21世紀には主にアメリカ、イギリスといった英語圏で発達した、論理学とか自然科学などを重視しながらやっていこうという流派的な哲学です。自分が性的マイノリティであることをオープンにして話していると、専門は「ジェンダー」と思われがちです。確かに最近はそういうこともいくらか勉強してはいるのですけれども、ふだん研究しているのは、コミュニケーションとは一体何かということです。その中で、最近、単にコミュニケーションについて考えるだけではなく、コミュニケーションが不当なものになる——つまり、力が強い人と弱い人の間でコミュニケーションが行われ、それが抑圧的に働く——可能性について考えています。

初めに断っておきますと、私は哲学者なので、大変抽象的な話をします。どんな抽象的な話かという、そもそも「理解」というのは一体何か、です。「理解」とは何かという、まさにこのトピック自体に哲学的には幾つかの議論があるのですけれども、今日はもろもろ省略して、かなり単純化して話したいと思います。

何かを理解するというときに、よくある見方、多くの人が考えるのは恐らく、次のようなことではないかと思えます。

まず、知識がない状態から始まります。そして、この人がどこかから知識をもらってくると、「理解した!」「分かった!」となります。つまり、知識がない状態から知識がある状態への変化のことを指して、「理解」と言うわけです。「理解」の話をするといいながら何でこんな話をしているかという、私はこれから「理解」の話を「知識」の話につなげて、するっとシフトしていきたいということです。

繰り返すと、多くの人は「理解」というのを知識のない状態から知識のある状態の移行だと考えているように、私には見えません。その考え方に立つとしたら、何かを理解をするためにはどうしたらいいのか。とりわけ、性的マイノリティ——に限らず、さまざまなマイノリティ——のことをマジョリティ側から「理解」というとき、何をしたらいいのかというところについて、次のようなビジョンを持っている人が多いのではないかと思います。

例えば、本を読む。本を読んだら、そこに知識が書いてあるので、知識がない状態からある状態に変わることができる。それで、「理解」ができる。また、ドキュメンタリー番組を見る



三木 那由他 氏

とか、ネット上の動画などの情報——危ういものも多いので頼れるかどうか分かりませんが——を見て、知識がない状態からある状態に行こうとする人も、もちろんいると思います。それだけではなくて、当事者に当たってみる人もいます。「当事者」という言い方もあれですが、とにかく当該のマイノリティに属している人に直接話を聞いて、知識のある状態を目指していこうという考え方をする人も多いと思います。

そういうときに想定されているのは、例えば本が知識のソースになっていて、それが理解する側の人に流れ込んでくるということです。パソコンならパソコンで、何らかのしかたでそこから知識が出てきて、それを吸収する。人なら人で、その人が知識のソースになっていて、それが自分のところに流れ込んでくる。こうしたイメージで考えられていると思います。そしてなぜこういうことで知識がない状態からある状態になれるかという、それぞれの参照先がすでに知識を持っていて、それを自分の側に送り込んでくれるから、と思われていると思うのです。こうしたさまざまな知識の得方のなかで、本を読んで知識を得たり、ネット上のサイトから知識を得るなども確かに大事ではあるのですが、きょうは「人とのコミュニケーションを通じて知識を得る」というやり方に焦点を当てたいと思います。

この見取り図を見てください(図1)。「理解」を得るためにどういうことをしたらいいかということですが、理解したい人は、知識を求めます。では逆に、マイノリティ側に属する人が「理解」してもらうには、何をしたらいいのか。見取り図で言うと、マイノリティ側が自分を「理解」してもらうためには、知識を提供しなければいけません。知識を提供するということは、

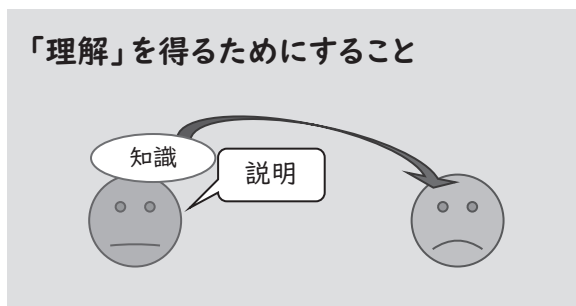


図1

何かしらの説明を重ね、そのことを通じて、相手に、知らなかったことを知ってもらうということです。自分の側は知っているけれども相手は知らないということを伝えるようにする、ということかと思います。

何度か述べたように、「理解」するというのは知識がない状態からある状態へ移行すること、というのがよくある見方です。その見方のもとで、マイノリティ当事者はその問題の知識をくれるソースであると見なされています。その見方を採用すると、マイノリティ側が「理解」してもらうために何をしたらいいかという、説明をして、ちゃんと知識を伝えてあげる、ということになりそうです。

ところで、私は哲学者としてこうした説明に満足がいきません。その一方で、マイノリティ当事者としても引がかかるところがあります。それだけでなく、——私はこういう場面では、トランスジェンダーでマイノリティ当事者として発言を求められることが多いのですが、私は、性別とトランスジェンダーであること以外はいろいろな面でマジョリティで、しかも大学教員というかなり権力のある立場なので——自分がマジョリティであるときに、こういうことをちゃんとできているだろうか、こういうふうにしなればいけないのではないかと、見取り図で示したようなやり方ではなくて、もっと別のやり方を考えなければいけないのではないかと考えていることがあります。そのことをお話ししたいと思います。

私は、今見たようなよくある見方には、幾つかの前提が含まれているように思っています。まずは、「理解」は知識を増やすということです。さらに、「知識」ということで皆さんが何を考えるかと言えば、「〇〇は□□である」といった言語的に伝達できること、言ってみれば「情報」を想定していると思うのです。だから、本などを通じて情報を得たら、理解が増えたように感じられるわけです。三番目は、マイノリティ側は、コミュニケーションを通じて自分たちの説明をすることで相手にこの意味での知識を伝達することができるわけですが、マイノリティへの「理解」はこの三番目を頑張ってやっていくことで進められる、という前提があるのだと思います。ただ、私は、この見方にはもやもやを感じます。

性的マイノリティに限らず、例えばふだん女性として暮らしている人の周りには、「この人、フェミニズムの知識はあるけど、実践的にあまりフェミニストじゃない」といったような人が、ひょっとしたらいるのではないかと思うのです。それと同じようなことで、確かに知識はあるけれども、マイノリティが普通に生きられるようになるために一緒に何かをしてくれることのない人というのは、望ましいような意味において本当に「理解」をしているのだろうかと思います。逆に言うと、私は自分がマジョリティ側にいるときにこういうことがちゃんとできているのだろうか……「いや、できていないかも」とよく思います。こういうところにもやもやするのです。

さらに、先ほどの図式であれば、「理解」を得るために本などを読んでもらうのは、もちろんいいことです。そうはいつても、参照する本は、当事者ではない専門家が書いたものもありますけれども、多くはマイノリティ側が書いたり語ったり、直接話したものです。このように、いわばマイノリティ側が延々と説明を求め続けられるのは何か不均衡ではないか、というもやもやがあります。私などは言語化するのが仕事なので、聞かれたら説明はするし言葉にできるのですけれども、この点で、マイノリティ当事者にいろいろと聴いてみようという人の頭からしばしば抜けていることがあります。言語化がそんなに得意ではないマイノリティ当事者というのも、当然います。ふだん感じている、経験しているのだけれども、言葉にして説明しろと言われたら、難しくてどう言ったらいいかわからないし、伝わるようには語れないという人も、けっこういます。それにもかかわらずずっと説明を求められて、説明をしないといけないとされているのは、何か変ではないかというもやもやがあります。

三つ目は一つ目と重なるのですが、私も、「説明して」と言われて、「ああだよ」「こうだよ」「こういう概念があって」「私はこんな経験をして」と話すことがあります。ずっと私の話を聴いていて、「そうなんだね、分かった」「聴いた」「理解できた」「うん、よかった。勉強になりました」終わり……みたいな人がけっこういます。それはちょっと困るというか、私は別に教材としてここにいるのではなくて、もうちょっと一緒に今後を考えていきたいというつもりで話していたのに、情報ソースだけにされても、困るのです。というわけで、いろいろともやもやします。そこで、このもやもやについて考えていきたいのですけれども、ここで哲学らしい話に移らせてください。

今語った「よくある見方」というのは、哲学的に見ると、偏りというか、見落としている点があると思っています。ここで、いきなり難しい言葉を出します。「命題知」と「実践知」です。「命題知」は「know-that」とか「knowledge-that」と言いますが、「実践知」のほうが分かりやすく、「know-how」です。片仮名でお聞きになると思います。哲学では知識について研究する「認識論」という分野が紀元前から延々と存在していて、今でも、毎年何十本という論文が出ています。その中で、そもそ

も「知識とは何か」とか「理解とは何か」という膨大な数の議論がなされています。これは、いままさに議論中というよりは、この分野ではほとんどだれもが採用している前提みたいなことですが、それでも、「知識の中にもいろんな種類がある」という話があります。これ以外にも種類はあるのですが、今回注目してほしいのは、「命題知」と「実践知」です。名前だけでは分かりにくいと思うのですが、「命題知」というのは、大ざっぱに言うと事実に関する知識です。実際にどういうことが起きているのか、という知識です。「実践知」というのは、行為のやり方に関する知識を指します。こんな言い方、抽象的で困ると思うので、具体例を言います。

例えば、「私はアメリカの首都がワシントンD.C.だと知っている」というのは、アメリカの首都がどうなっているのかという事実に関する知識で、これが知識として正しいかどうかというのは、アメリカの首都が実際にどこにあるのかを調べることで確認できます。そして——私はすごいマーベルファンなのですけれども——「私はスパイダーマンがマーベル・コミックのキャラクターだと知っている」というのも、事実がどうなっているかの話です。ちょっとだけ言葉遣いが違うのですが、「私は日本の首都がどこか知っている」も、命題知に当たります。こういったものが何でknow-thatと言われるかという、日本語で書いているので分かりにくいのですが、英語で書くときには、「I know that……」という形で表現できる知識だということです。日本語なら「○○ということ」とか「□□だ」というふうに言われるタイプの知識です。要するに、本などに列挙されているような知識は、大体は命題知に当たります。それに対して、「実践知 (know-how)」というのは、「自転車の乗り方を知っている」とか、「おいしい天ぷらの揚げ方を知っている」といったことです。ふだんぱつと「知識」と言われると命題知のほうを想定しがちですが、私たちは、「私は自転車の乗り方を知っている」とか「私はおいしいてんぷらの揚げ方を知っている」という実践知のほうの言い方もします。

これらが二種類の異なる知識と言ったのは、実は実践知と命題知というのは必ずしもどちらかをどちらかに変換してしまうことができないからです。実践知は必ずしも命題知の形に直せません。会場におられる自転車の乗り方を知っている人は頭の中で考えてほしいのですが、自転車の乗り方を「右足をここにこう掛けたらこういう力が働く、といった知識に置き換えてくれ」と言われても、多分できないと思うのです。そうではなくて、「体が覚えている」になると思うのです。

反対に、命題知を実践知で置き換えられるかということについては、正確には立場による面もあります。立場によっては「命題知はある種の実践知」と言う人もいるのですが、命題知も必ずしも実践知の形に直せないという考えもあります。ここではとりあえず要するに、「別の種類の知識」なのだとして理解してもらいたいと思います。

私が翻訳したことのあるブランダムという人の話を参考にしているのですが¹³、実践知よりも命題知のほうが基礎的で大事という立場のことを、「主知主義」と言います。実践知こそ基礎的という立場のことを、「プラグマティズム」と言ったりします。どっちがどっちか分からなくなったかもしれませんが、上のようなタイプのほうが本当の知識と考える立場を「主知主義」、下のようなタイプのほうが本当の大事な知識と考える立場を「プラグマティズム」と呼んだりします（図2）。これも、人によって若干言葉遣いが違います。

13 ロバート・ブランダム著、加藤隆文・田中凌・朱喜哲・三木那由他訳『プラグマティズムはどこから来て、どこへ行くのか（上・下）』（勁草書房、2020）。

命題知(know-that)と実践知(know-how)

- 命題知:
 - 「私はアメリカの首都がワシントンD.C.だと知っている」
 - 「私はスパイダーマンがMarvelコミックのキャラクターだと知っている」
 - (応用) 「私は日本の首都がどこか知っている」
- 実践知:
 - 「私は自転車の乗り方を知っている」
 - 「私は美味しいてんぷらの揚げ方を知っている」

図2

いろんな話をごちゃ混ぜにしていますが、一つには、今お話したように、知識に関して二つの種類があるということが、よくある見方では見過ごされて、知識に関して偏った見方をしているのではないかと思います。もう一つ気になるのが、こういう見方をしているとき、説明を通じて知識が伝達されるというふ

うに考える際の、そのコミュニケーション観にも偏りがあるのではないかと思います。

先ほどのよくある見方だったら、次のようなコミュニケーション観を採用しているのではないかと思います。よくあるコミュニケーション観の一つは、話し手と聞き手は頭の中に対応表を共有していて、話し手が伝えたいメッセージがあるときには、対応表を基に「これはいちごなんだ」と理解し、話し手は「いちご」と言う。それを聞いた聞き手も、対応表を基にして「いちご」という発話を理解して、心の中のメッセージを復元する、というのがよくあるコミュニケーション観です。そして、また——ちょっと違うのですけれども——似たような立場として、話し手は心の中で聞き手に何を思わせたいかを考えたうえで発話をし、それを聞いた人は、話し手はこんなことを考えているのだろうか、と想像して、話し手が伝えなかったメッセージを受け取るという見方があります。二つともよくあるコミュニケーション観ですけれども、共通しているのは、話し手が心のうちにメッセージを持っていて、それが聞き手に伝わることをコミュニケーションだと思っていることです。これは、マイノリティ当事者が試みるべきことは、説明を通じて自分の中にある知識を相手に受け渡すこと、という考えと通じているのではないかと思います。

まとめますと、「よくある見方」というのは、一方では「知識といえば命題知である」という主張主義的な考え方を前提にしているように思えます。一方では、「コミュニケーションとは、話し手の心の中にあるものを聞き手に受け渡すこと」だとも思っています。これらが組み合わさった結果、「理解するには命題知を得ればよい。そのために当事者に聞くのがいい」、あるいは「当事者はそうでない人に説明するのが理解のために大事」となっているのではないかと思います。そして私は、この「よくある見方」から脱却したいのです。

これからは、私の博士論文の話になりますが、私はまず、先ほどのコミュニケーション観のほうを『話し手の意味の心理性と公共性』¹⁴という本のなかで批判し、先ほど見たようなコミュニケーション観は成り立たない、概念的に矛盾が生じる、という話をしました。その詳細はややこしいので省きますけれども、私が今考えている、それに代わるコミュニケーション観は、「約束事」……もうちょっとテクニカルな言い方をすると、マーガレット・ギルバートという人が「joint commitment」と呼んでいる概念ですが、とにかく「何か約束を交わす」というところからコミュニケーションをとらえる見方をしようとしています。先ほどの見方は、いちごの話をする人は心の中にいちごに関するメッセージがあって、それを言葉にし、相手がそれを受け取ってメッセージを復元するという考え方でした。一方、私が提唱しているコミュニケーション観は、「いちご

14 三木那由他『話し手の意味の心理性と公共性』（勁草書房、2019年）。

って、おいしいよね」という発言をきっかけにして、話し手は、今後自分はどんな振る舞いをするかを聞き手側に提案します。聞き手側はそれを受け取って、「では、こちらは今後、あなたはそういう振る舞いをする、というつもりで振る舞いますから」と受け取ります。その結果、これから二人はどのようにやっていくのかということ、つまり話し手は〇〇と思っているものと見なして互いにやっていこうという約束事を交わし、その後の行動を決めていく。こういった見方でコミュニケーションというものを考えようとしています。つまりは、コミュニケーションを通じて、今後どういうつもりで振る舞うかという約束事を作るということです。そしてその約束事に反する振る舞いをしたら、「うそつき」とか「まじめに話を聞いていなかった」などと非難されることになります。

よくあるコミュニケーション観では、コミュニケーションがなされている時点で話し手が心のうち持っているメッセージが聞き手に伝わるかどうかということが問題にされますが、コミュニケーションの肝は本当はそこにはありません。すなわち、その時点でどういう心理を持っているか、どういう心のメッセージを持っているかということではなくて、その後を通じて、話し手と聞き手がうまく行為の調整をしていく、ある種の実践知を形成していくということが、コミュニケーションの核にあるのではないかと思っています。要するに、メッセージの受け渡しではなく、その後の一緒にやっていく方法をコミュニケーションですり合わせている、と理解していただけたらいいと思います。

私自身が考えているのは、次のようなことです。「マイノリティへの『理解』」と言うときに考えられているのは、多くの場合、「〇〇は□□だ」という形の命題知を得ていくということです。だから、本を読んで、「トランスジェンダー」という言葉はこうである、同性愛者に困難を生じさせている制度にはこういうものがあるということを知っていこう、となりがちです。それもすごく大事ですけども、もっと根本的に大事なのは、相手と一緒に生きる生き方を学ぶという、実践知のほうです。命題知をいっぱい得ていくのではなくて、目の前で話してくれている相手と今後うまくやっていけるようにすり合わせていく、その行動のしかたを学んでいくという実践知として「理解」をとらえるべきなのです。

大事な点が幾つかあると思います。まず、命題知と違って実践知は、一般的に一回の情報伝達で終わったりはしません。自転車の乗り方を子供に教えるときに、「自転車の乗り方はこうだよ」と説明して、一回ですっと乗れて、「ああ、分かった」ということはあまりありません。練習が必要です。時には補助輪を使ったり、ちょっと押してやったりしながら練習していきます。なので、マジョリティ側に立ったときにマイノリティを「理解」するというのは、一回聞いてできるようになるようなことではなくて、根気よく練習して行って、何回も失敗して、何度も相手を傷つけたり不当なことを言ったりしながら学んでいくしかないのだ、と一方で思います。もちろん、私も自分がマイノリティ側に立っているときには、相手との関係性によって「私にとってこの人はそんなに大事じゃないから、一回で嫌」ということもあります。しかしながら、一緒にいたい相手の場合には、ミスジェンダリングをちょっとされましたという場合にも、ちょっとされたけれど「それはちょっとどうだろう」などと言いながらどうにかこうにかやっていっているつもりです。言い換えると、相手が訓練するためのステップは用意しているつもりです。

もちろん、マイノリティ側の人に話を聞くとか、マイノリティ側からいろいろ語っていくというのは大事です。それを否定するつもりは全然なくて、とても大事なことです。それは、命題知を与

えるための情報源として大事だというよりは、マイノリティ側から見ると、相手に自分とともに生きる生き方という実践知を身に着けるための機会を得てもらうために必要なのです。マジョリティ側からマイノリティ側の人に話を聞くときにも、そこで情報を得ようというよりも、これから自分の行動のしかたを調整して、どうにかその人と過ごしていける実践知を身に着けるための訓練の機会としてそうした話が大事なのだと思っています。なので、私は、情報を得ようとはしていても今後のやっていき方を変える気がない人というのは、あまり「理解」の準備もマイノリティとのコミュニケーションの準備もできていないのではないかと思います。このことは、マジョリティ側にある場合の自分についても思っています。

というわけで、私が思うに、「マイノリティの『理解』」というのは、命題知、すなわち情報を得て満足するようなものでなく、実際にマイノリティと一緒に過ごし、そうした人々が存在することを踏まえたうえで、スムーズに会話や仕事がちゃんとできるように自らを訓練し、そうした実践知を醸成していくことではないかと思っています。マイノリティに関する事柄をマイノリティ自身が語るようなコミュニケーションは、そうしたあくまで実践知醸成のための足掛かりとして大事なものであって、そこで止まり、命題知を与えるだけで終わらせてしまう、あるいは命題知を受け取るだけで終わらせてしまうなら、本当に大事な「理解」は得られないまま、「理解した感」「頑張った感」だけが作られてしまって、あまりよくないと思っています。

私は、自分がマイノリティ側であることに関してもマジョリティ側であることに関しても——あるいは、その他一般に関してだれかと一緒に生きるということについてそうかもしれませんけれども——本当に今、一緒に生きられているか、その人と今後やっていく準備ができているか、ちゃんと学び始められているだろうかということを自分に問いかけるようにしています。とはいえ「この考えが正しいから、皆さんもそうしなさい」などはなかなか言えません。ほかの考え方もあるかもしれませんし、それを私は否定しません。でも、「理解」というものをこのように考えて実践しようとしている人間がここにいることが、皆さんのなかに残ったらいいなと思っています。

私からの話は、以上です。どうもありがとうございました。(拍手)

(近藤) 最後に、三部倫子さんにお話しいただきます。

三部さんは北海道のお生まれとのことですが、現在は奈良女子大学のご所属で、ご専門は社会学です。これまで子どもから親へのカミングアウト、性的マイノリティの子育て、医療機関における性の多様性などをテーマに、質的調査を用いてご研究を進められています。ご著書に『カムアウトする親子——同性愛と家族の社会学』¹⁵があり、また本日のお話とも関わる共著論文として「医療機関で性的マイノリティはいかに包摂されうるか——公立病院と診療所での『家族等』の取り組みを通して」¹⁶がごございます。

本日は「LGBTQを理解する／しないこと」をめぐる困難」とのタイトルで、家族、医療でのカミングアウトという具体的な事例にもとづいたお話が伺えるものと思います。

15 三部倫子『カムアウトする親子——同性愛と家族の社会学』（御茶の水書房、2014年）。

16 三部倫子、影山葉子「医療機関で性的マイノリティはいかに包摂されうるか——公立病院と診療所での『家族等』の取り組みを通して」『保健医療社会学論集』34（1）（2023）、110-119。

「LGBTQを理解する／しないこと」をめぐる困難 ——家族、医療でのカミングアウトを例にして

三部 倫子

奈良女子大学研究院人文科学系教員

私は、奈良女子大学で社会学を専門とするコースで教員をしております三部倫子と申します。コロナ禍で思うようにできなかったこともあるのですが、質的調査と言われる、人の話を聞きに行ったり、人が集まっているところにおじゃまして何らかの役割をもらって参与観察することなどを専門にやってきました。今日は主に私の論文を基に話すのですが、これまでの調査でこんなやり取りがあったという事例とともに、ほかの研究にも触れながらお話ししていきたいと思います。

では導入として、「はじめに——問題関心」ということからお話しします。

コロナ禍の直前に、石川県、静岡県、そして東京都の病院の看護部長さんを対象に、「病院では性的マイノリティや性の多様性に配慮した取り組みをしていますか」といったアンケート調査を行いました。そこで自由記述ということでフリーに書けるスペースを設けて、思いのたけやご経験などを書いてもらいました。要約ぎみのところもありますが、これから抜粋してご紹介します。

「このテーマに関して患者さんがカミングアウトしてくれれば対応できる」といった書きぶりの答えがありました。

一方、ある病院では「カミングアウトしてくれないと、結局見た目では分からないから……」という書きぶりのかたがいました。「カミングアウトしてくれないと分からないから、どう対応していいか分からない」といった書き方です。ただそれを見ると、カミングアウトした患者さんには結局、うまく対応できているのか、できる自信があるのかしら、と思いました。

こうした自由記述を見ていると、LGBTQにカテゴライズされるような人たちのカミングアウトの有無で、どう対応するかそこになって初めて決める、という看護部長や病院側の考え方がぼんやりと見えてきます。ここを突き詰めていくと、意地悪な感じになるかもしれないのですが、「見た目では分からないことなのだから、言ってくれないと対応できないし、言わなかったほうが悪い。こっちのせいではない」とも解釈できます。

セクシュアリティが非典型であることを言わなければ、病院などの場においてシスジェンダーである、異性愛であるとしてパスしてしまう。パスできれば、その人にとって時に利益をもたらし、そこでサヴァイヴすることができる、といった状況があることへの無関心、無配慮が背景にあるのではと私は受け止めました。

これと関連して、私の少し前の研究の例を紹介させてください。シスジェンダーの女性カップルの事例で、パートナーが長いこと入院したときに集中治療室に入っていて、そこに入出入りするときに自分の身分を、「いとこ」と告げたというのです。私が「『いとこ』と言わなきゃ入れないの？」と聞いたら、「いとこ」と言わないと入れないと本人は思っていて、そういう雰囲気の間だという



三部 倫子氏

ことでした。こういったことが起こっているのですけれども、(病院側は) そこにまで思いが至っていない場合があるのです。

医療関係者がたまに「見た目では分からない」と言いますけれども、ある意味、見た目などで「わかって」しまうようなケースもあります。「こういう人がいたら困る」と書いていながら、「患者様にいたら対応するけれども、職員の側にいたら、困る。だから、更衣室などは困る」と書いている。私がこれまで担当した医療関係者むけの研修会などでは、「見えないから分からない。だから対応できない」という一方で、「見えていたとしても配慮していないし、できない」というのです。ここで起こっている問題は、当事者が見えるか見えないかとか、当事者性

が可視化できるかどうかという話ではなくて、LGBTQがいないとか、もしくは多様な性がないという前提のもとでほったらかしにされているという無配慮……本当は考えなければいけないことが、ほったらかしにされているということです。この点については、大坪真利子さんのすぐれた論文の中でも指摘されています¹⁷。

そこで、やっと本題に入るのですけれども、LGBTQが「いない」とか「いる」といった前提をいかに取り払うかが問題。前提の取っ払いを実践している医療機関での事例をご紹介しますが¹⁸、その前にそもそも病院では性的マイノリティがどういう心配事を抱えやすいか、ということをお話ししていきます。

最近日本語でも文献がいろいろと出てきていますけれども、LGBTQが「性的な多様性は患者および職員にはない」「LGBTQはいない」とするような医療機関の前提とか、それこそカミングアウトした途端に「当院では扱えません」といった、応召義務(医師法第19条)違反ではないかと思うような差別的な対応をされることなどが、いろいろと報告されています。そうしたことを耳にしたり、もしくは自分自身が経験することによって受診控えをし、健康状態が悪化していくということは、よく指摘されています。

こうした中で当事者の側が自分たちの対策として出してくるのが、「家族」という言葉です。医療的な格差や健康格差に対して使いやすいワードとして出てくる。コロナ禍のときなども、新型コロナに罹患した家族に病院で会えないつらさというのが括弧付きの「一般的」なものになっていったかと思うのですけれども、そのときにも議論されていたことです。例えば、戸籍上男女で事実婚、いわゆる異性カップルで事実婚の人とか、現段階で日本では婚姻できない戸籍上同性のカップルが「病院で家族として扱ってほしい」と求めていることを、新聞記事でよく見かけました。このような「いざという時」には、「家族」という間柄であれば、重篤な病状とか意識レベルが低下したときに病院から説明を受けられるだろう、治療方針の決定に自分も大事な他者としてかかわれるだろうという期待があるということです。

では、日本の話ですけれども、医療機関において「家族」は法的にどのように位置づけられてい

17 大坪真利子「性的マイノリティのカミングアウトの根拠としての「不可視」論再考」『WASEDA RILAS JOURNAL』8 (2020)、41-51。

18 三部倫子、影山葉子「医療機関で性的マイノリティはいかに包摂されるか——公立病院と診療所での『家族等』の取り組みを通して」『保健医療社会学論集』34 (1) (2023)、110-119。

るか。厚生労働省から病院への「こういうことを大事にしてください」という通達の中では、「本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える存在」としての「家族等」という表現があります¹⁹。この中には要約すると、戸籍上の家族や親族だけではないので、ご本人の意向を大事にしてください、ということが書いてあります。ある意味で自由に使える「家族」ということですが、これを根拠にしているような文献とか研究の中でも、「同性パートナー同士は家族なので、医療機関では家族と同等に扱ってください」という、ある意味説得材料として、レトリックとしての「家族」という言葉が使われています。

それでは、調査についてお話ししたいと思います。

このときの研究テーマが「医療機関においてLGBTQはどのように包摂されうるか？」ということでしたが、実践をやっている医療機関とつながりを持つことができたので、担当の人に話を聞いてみようということで調査に行きました。それで、同性パートナーを「家族」として扱う事例と、患者本人とほかの人の関係について「家族」かどうか全く問わない事例の二つを紹介します。両方とも、いわゆる「パートナーシップ宣誓制度」が整備されている自治体の事例です。

大きい病院、それから個人が開業している病院という順番でお話をします。まずは大きい病院のほうの話です。

看護部長さんに「どういった経緯で病院が取り組みをするようになりましたか」と聞いたところ、同性パートナーとか性的マイノリティの話をする前に、「こういうことがありました」と話してくれました。以下は、(スライドを見せながら)インタビューの引用です。

Aさんは「自分で判断ができなくなった人の場合にどうするか」「周辺住民に世帯構造が単身の高齢者がとても増えてきて、親族を当てにすることができないからどうしようとなってきた」と言っていて、その中で「籍は入れていないけれども、事実上夫婦という形でその患者さんのことを身近で見ているパートナーという人を、患者さん自身の家族として扱っていき、という話が先にあった」と言っていました。

ここは、パートナーシップ宣誓制度ができているところです。その後、当事者が呼ばれた病院の研修にAさんは参加しています(当事者が呼ばれることについては、クィアペダゴジーでは批判がありますが)。Aさんはそこで、きっかけになる出会いをしています。

Aさんの勤めていた病院というのは自治体との関係が深い病院で、自治体のほうから「『パートナーシップ宣誓制度』を作るので、病院のほうでも研修をやってください」と言われたので、「ではやるか」となったということです。「そこで当事者のかたがお話しされていた」と言いましたが、全職種の人が参加していたということで、病院としても「今後はそういうことを少し考えていかなければいけない」ということで、ちょっとした布石になっていたということです。

そして、実際に制度が導入されます。これはいろんな自治体でやっているのですけれども、その自治体には免許証サイズのカードがあって、カードには「同性パートナーシップに宣誓していて、この人とパートナーです」といったことが書かれていて、それを持って歩いているわけです。お互いの関係がパートナーである……病院などの文脈になると、それが「家族」ということの証明といった感じになってきます。「そういったものを持っている患者さんもきっと、来るようになるので

19 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン解説編」、厚生労働省ホームページ、2018、<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197702.pdf>、最終閲覧日2023/09/21。

はないか」というようなことを病院側は具体的に考え始めるわけです。自治体がパートナーシップ宣誓ガイドを作ったし、カードも作ったから、「こういうカードを持った人たちが来るよね？ どうする？」というふうになっていったということです。

自治体のホームページの記載では、救急車で搬送されているような事態において「患者の手術の際に同意を得る範囲」というものがあり、そこに「患者本人に意識がある場合は本人の同意を得て、意識がない場合は、いろいろな情報を総合的に勘案したうえで、『関係者』であると確認のうえ、同性パートナーも患者の情報の照会が可能」とはっきり書かれていました。これにのっって病院は回していくことになります。

そういった制度ができて、「本人たちにもいいのではないか」と看護部長は言っています。

「本人が言いだしやすくなる」

「そういうふうに認められている制度に乗って証明されている、となると、『そうなんだ』という形で病院側も受け止めやすい」

「本人たちの側も、こういうカードを持っているので、『そう』という感じで出しやすいかもしれない。制度としてありがたい」

といった期待が述べられていました。

このように、大きい病院、総合病院においては「家族」というカテゴリの中に同性パートナーを入れることで何かをお互いにしやすくする、という話でした。

もう一つの例は、「家族かどうかはあまり関係ない」と言っているお医者さんのことです。

診療所のBさんは以前勤めていた病院で、性別移行を望んでいる患者さんの診察経験があるということでした。ですから、「戸籍上の性別を変えたい」と言っている患者さんの要望に従って……自分のニーズが分かっているという患者さんの診察はずっとやっていたということです。ただ、自分がこの取り組みにきちんと向き合っていこうと思ったのが、ある患者さんとの出会いがきっかけだったと話しています。10代の人だったようで、このときは親とは来ておらず、関係的には支援者という別の人が一緒に来たそうです。そこで、「けっこう衝撃だった」と言っていました。

相談に乗る中で、ご本人の望む性別で登校ができるようになったということです。具体的に言うと、制服のことです。本人はあまり自覚していなかったらしいのですけれども、(希望の制服を着られることになったら)具合の悪いのが全部消えたらしくて、医療が一切不要になって、「すごくびっくりした」と言っていました。患者さんの中には人生のかなり早期から、家庭での疎外感とか、親にカミングアウトできないという経験もしているとのことに気づいたというわけです。

個人で開業している病院の院長なので、いろいろと個人裁量でできるところがあります。例えば、「問診票はどうしていますか」と聞いたら、基本的に「ほぼ本人に性別を書かせない」と言っていました。診療報酬の請求のために保険証に記載の性別がどうしても必要なのですけれども、それは受け付けするときに本人からもらった保険証を自分のほうで確認すればいいだけだから、「本人に何かを確認したり書かせたりすることはありません」と言っていました。そして、「問診票はどうなっていますか」と聞いたところ、「ああ、上げますよ」といつてくれたときのやり取りです。「三」というのは私で、「B」はBさん、「影」は共同研究者の影山という人です(図1)。

それを見ながら、「緊急時の連絡先は、どなたでも書けるようにしているのですか」と聞くと、「ご家族であってもいいし、一緒に住まわれているかたとか信頼されているかたであれば、だれで

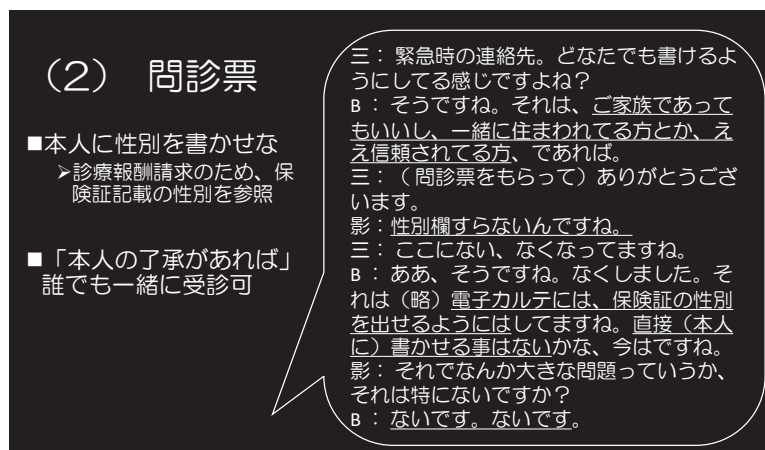


図1

もいいですよ」ということでした。私が問診票をもらって、ありがとうございますと言っていると、共同研究者の影山（看護師）が医療現場で気にしそうな性別のことに気づいて、「性別欄すらないのですね」と聞きました。以下は、そのときのやり取りです。

「電子カルテには、Bさんの保険証の性別は出せるようにし

ていますが、直接本人に書かせるようなことはありません」

「それで、特に大きな問題はないのですか」

「ないです」

ここで私一人、頭がジェンダーパニックみたいになってしまっているのですけれども、自分のインタビューの項目に「同性パートナーの人が来たら、一緒に説明を受けることができますか」と聞こうと思ったら、「同性パートナー」とは一体何をもって同性パートナーなのかというので頭が混乱してしまい、「性的マイノリティのパートナー」と言い直して聞いています。

「その同席はできますか」

「できますよ。代理の〇〇とか、同意書を頂くこともないのは、手術などをしていないので代理で署名してもらうことはないという事情もありますが、別に家族と家族でない区別というのはしていません。パートナーのかた、あるいは名前だけ聞いて、その人の個人名で呼ぶという感じです」

そして、私が問柄を、詮索するといったらあれですけども、「改めて聞くことはないですか」と聞いたところ、「ないです」とのことで、「本人の了承があれば、だれでもいいですよ」ということでした。

私が、何をもって性的マイノリティのパートナーとするか、同性のパートナーとするかというので一人で混乱していたら、「そんなの、どっちでもいいじゃん」と、このお医者さんは笑っていました。

「だから、『彼女さんは』とか『彼氏さんは』という言い方もしない。でも、『パートナーは』という言い方はする」と。それで、ちょっと沈黙した後、「ただ、以前に比べて、相手のパートナーのことや性別などはもう、聞かなくなってきた。ジェンダーに関することは、特に。いろんなパターンがありえるし、もうあまり聞かなくなっています、僕は」と。そして、「どっちでもいいじゃん」といって、笑っているのです。

ほかにももちろんBさんの診療所には、医療事務のかたや看護師さんなどもいて、職員と患者さんの間でたまにうまくいかないことがあったときは「それとなく伝えるようにしている」ということでした。例えば、「職員も悪気はないのです。悪気はないのだけれども、性自認が女性であると分かっている人を、うっかり『〇〇君』と呼んでしまった」ということがあり、「通院歴が長いと途中でトランジションしていたりすると思うので、そういった言い間違いをしてしまう」と言っていました。それで、「『そうしたことが嫌だったみたいだよ』ということ、それとなく職員には言

うようにしている」と。「ただ、こういったことは起こりうる、ということを行うようにしている」ということでした。

最後に、まとめと補足です。

何を話してきたかということですが、まず総合病院のAさんの話を振り返ってみます。患者さんがカミングアウトしてくれると、楽というか、対応できる、ということを書いていました。患者さんのカミングアウトに期待している面があります。設置自治体には明文化した方針もあるし、研修会が開催されてもいます。結論から言うと、患者さんにいるだろうということは想定済みなのですけれども、ただ現場で起こっている、みんながこれまで経験したことに関しては、「これから事例を集めていかなければならないと思っています」と書いていました。また、「自分も過去に経験していますし」ということでした。

Bさんのほうは、多様な性・パートナーシップがありうる、という認識を持っています。かつ、これについてはあえて確認する必要もないし、患者さんにカミングアウトしてもらわないと分からないとか、対応しないという態度では一切ない、職員の側も間違いとか失敗があることを前提に対応していました。職員さんも研修を受けています。院長自身もご自分で職員に研修をやっているのです。職員も受けているけど、それだけでは、やってしまうときはやってしまうのではというお考えでした。ただここは、患者さんの意識レベルが低下するような重篤な状況はなく、必要なケースでは患者さんも他院に紹介したりするので、だれかに患者さんの「代理」をしてもらうことがないという条件は確かに、あるかと思っています。

ここで、「家族」かどうかという話に戻ります。

本人の意識とか認知レベルが低下したら、やっぱり家族の人でないと託せないという枠組みが薄っすらと見えてきました。しかし、「家族」として認められないと本人たちの望む医療サービスが受けられないということであれば、そのときの状況によると思うのですが、それでも、「家族」として認識されにくいような関係性……何十年もつきあいのあるご近所さんで、別に性愛関係はないがお互いのことを大変よく知っているといった場合などはどうなるか。果たして、「家族」と認める、もしくは認められる人たちに任せておけば安心ということになるだろうか、ということです。すなわち、「家族でなんとかして頂戴」とスライドにはフランクに書いてしまいましたが、家族に任せておけばあとは知らないという、「家族のブラックボックス化」が再生産されることになりはしないかと思っています。

ここで再び、今日のシンポジウムのテーマの「理解」の話に戻ります。

私が今日発表した内容ですが、医療現場で理解が進めば大丈夫。理解が進めば、患者さんへの差別、職員への差別はなくなるということではありません。「理解」とはだれにとってのそれかということで、以下、私自身の業績を引用しながらお話しします²⁰。子どもが親に「認めてほしい」とカミングアウトしたとき、「親には『理解してほしい』』という語りをしています。「親はそのときは『理解した』』と言ったけれども、その後は、『理解していなかった』』と、とても落ち込んでいるケースの話も聞きました。親が言っていること、もしくは親が態度で示している「理解」と、子供にとってのそれは違うということが、ままあるわけです。冒頭で紹介したアンケート調査にも患者さんがカミングアウトしたけれども、看護師が動揺して、対処できずに患者が退院するといったケースがありました。

20 三部倫子『カムアウトする親子——同性愛と家族の社会学』（御茶の水書房、2014年）。

こうしたことを考えると、先ほど「マイノリティとマジョリティの間のコミュニケーション」というお話もありましたけれども、そういった両者の定義が一致することは困難ではないかということです。「理解」と言うけれども、力関係があると、「理解」は「許可」という言葉と同じことになってしまうのではないのでしょうか。例えば、「国民の理解が得られない」などというマジックワードが出てきます。そのときに、どういった属性の人たちが後回しにされてしまっているのかということを考えなければいけないと思うのです。

松岡さんのお話のなかで、クィアペダゴジーの話も出てきましたけれども、「LGBTQを理解する」といったものではなくて、「特権とは何か」を考えていくことが大事ではないかと思います。それを考えないと、「理解」というのが、「特権」を持っている人たちにとって都合のいい「理解」に横滑りしてってしまうのではないかと危惧しています²¹。医療現場だと、医療者と患者というのは圧倒的に権力関係があって、非対称で、そこを振り返って、ちゃんと考えなければいけないと思います。強者側、マジョリティ側の満足が得られる範囲での「理解」になってしまうのではないかということが、心配です。それは、ここまではOK、これ以上はだめということで、「寛容」ということに関して風間さんが²²議論している点とも関連しています。そこでは「日本は同性愛者に『寛容』だから」といった言説が批判されていて、そこにおいて「OK」と言っているのは、「マジョリティにとってここまでは許せるけれども、これ以上はだめ、と言っているような議論でしかないから、『寛容である』というのはいくつか」と。すなわち、マジョリティがマイノリティに対して「寛容」と言うのはどうなのか、という議論です。

差別は個人の「理解」で解決できるものではありません。もちろん、悪気がなくても起こりえます。私は今、京都に住んでいるのですけれども、「思いやり駐車場」というのがあって、笑いながらいつもここに駐車します。「思いやり駐車場」というのは、何だと思えますか。「ここは、障がいのある人や赤ちゃん連れ、車いすユーザーの人などが使える『思いやり』の駐車場なので、それ以外のかたは『思いやり』を持って、使わないでください」という駐車場です。私は思いやりをかけられる立場の人間なのでそこを堂々と使うのですけれども、場所がいいので、いつも混んでいます。「理解」が強者から弱者へ行くような形になっていないか、常にモニターしなければいけないと思っています。

私の報告は、以上です。ありがとうございました。(拍手)

(近藤) 講演者の皆様、ありがとうございました。具体的なお話から抽象的なお話まで、また政治的なトピックから医療場面での事例など、多様なお話を聴くことができました。

ただいまより、休憩いたします。前半は、講演という形で若干堅苦しい雰囲気があったかと思いますが、後半は、登壇者が皆舞台上に座って、ざっくばらんに打ち解けた雰囲気で議論ができるのではないかと思います。引き続き、お楽しみいただければと思います。

(休 憩)

21 ダイアン・J・グッドマン著、出口真紀子監訳、田辺希久子訳『真のダイバーシティをめざして——特権に無自覚なマジョリティのための社会的公正教育』（上智大学出版、2017）。

22 風間孝「寛容というホモフォビア」『言葉が生まれる、言葉を生む——カルチュラル・タイフーン 2012in 広島ジェンダー・フェミニズム篇』（ひろしま女性学研究所、2013）、100-115頁。

登壇者間の意見交換

(齊藤巧弥 札幌国際大学観光学部講師 応用倫理・応用哲学研究教育センター共同研究員)

それでは、後半のプログラムに移ります。

今から30分ほどの時間は、登壇者間で意見交換をしていただきます。ただその前に、皆さんから提示されたキーワードを通して感じられた共通点、共通性について、私なりの視点でお話しさせていただきます。

今回のシンポジウムでは「理解」ということをテーマに掲げていますが、皆さんのご発表にはこのテーマに関連する幾つかのキーワードがあったように思います。その一つは、「説明」です。もう一つは、説明する、あるいは理解するときに付随する「負担」です。さらにもう一つ——これは三木さんのご発表からお借りするのですが——は、「約束」です。

松岡さんは「説明」のお話をされましたが、今年6月に制定された「LGBT理解増進法」に触れ、一般的に「理解する（理解してもらう）には当事者が説明すべき」という認識が前提とされている、という指摘をされました。すなわち理解してもらう、知ってもらう、あるいは知ってあげるための説明責任は基本的に当事者が担うべき、とされているというわけです。その意味で、「理解増進法」とは当事者による説明の機会を増やしていく法律と言い換えることもできるように思います。言い換えると、説明し理解を増進して差別が生じることのないよう予防していこうということですが、差別が起こったとき、つまりけがを負ったときの治療はしてくれない法律であるとも思います。すなわち、「説明」ということだけに焦点が当たっていて、起こったことにどう対応するかまでは全く扱われていない法律というとらえ方もできます。

このように、当事者が説明するのがベストだという前提であるなら、その負担は結局のところLGBTの当事者にのしかかってくるわけで、このあたりは三木さんのご発表にかかわってきます。当事者には、永遠に分ってもらえないかもしれないけれども説明し続けなければいけないという負担が、すごくあると思います。ですから、そうした負担を解消するための、「約束」としての差別禁止と考えることもできると思います。非当事者が理解すべきことはたくさんあるでしょう。ところが、三木さんが言われていたように、理解を得るために言語化することは、当事者にとって多くの場合、きわめて難しいことです。その一方で、「差別はだめ」というのは、それと比べるとずっとシンプルな決まり事です。そう考えると、差別を禁止する法律というのは、当事者が説明をするという負担を減らしていくための「約束」と考えることもできます。

続いて三木さんのご発表ですが、マイノリティ側ばかりに説明が求められる不合理がある、というお話をされました。「理解」するという一般的な認識の中では、当事者が非当事者に説明するのがベストであるという一般理解があるということでした。それもやはり、「説明」という負担です。三木さんの言葉を借りるならば、「命題知」です。命題知だけで簡単に「理解した」とされてしまう。その困惑がある。そこに、本当に「理解」されているのだろうか、分かってもらえているのだろうかという困惑が生じるわけですが、こうしたこともやはり「負担」ではない

かと思います。そこで、「約束」というコミュニケーションの形が出てくるのだと思いました。「実践知」という概念を使用されて、それを基にした約束の形成というのが、一つの提案といえますか、お話の核であったと理解しております。

「約束」という言葉を聞いたとき、まさに法律というものが「約束」の一つの形ではないかとも感じました。特に松岡さんの言う差別禁止法も、三木さんの言葉で言うと、「コミュニケーションの一つであり、約束の一つ」と考えることができます。だからこそ、それが大切であるという話にもなると思いました。「約束」も、当事者が説明をするという負担を減らしていくことにつながると思います。一方で、実践知としての理解を求めるのは大変かもしれませんが、そのことは、いわば非当事者というか、聞いている人との間に生じる負担を軽減しているように私には強く感じられました。つまり、命題知でのコミュニケーションにも実践知にも説明する負担はあると思うのですが、それが「分担される」という意味において負担が軽減されるのではないかと思います。

三部さんのご発表でも、「カミングアウトしてくれないと分からない」というお話がありました。これこそまさに、患者側は説明を求められる存在であり、説明することが前提とされているという例です。これは、当事者に対する説明の押し付けです。しかも、単に「ゲイです」とか「トランスジェンダーです」というだけではなくて、何をしてほしいかも聞きたい、といった欲望も感じられます。なので、命題知とか実践知という言葉を使うのであれば、今回扱われた医療現場の事例においては、実践知としてのカミングアウトが求められている、という言い方もできるのだと思います。

ただそれでも、説明の「負担」は当事者の側に押し付けられている。いわば強者が満足のいく理解が得られるまで説明するという、「負担」が残されているということです。この「負担」を軽減するための約束として、事例の中でも出てきた同性パートナーシップ制度のようなものがあるのではないのでしょうか。この存在を一つのきっかけに始まった院内での取り組みというのは、当事者にカミングアウトなどの説明の負担を課さないようにするものであったように思います。

以上、ご発表を聞いてこのようにまとめた次第です。それらを踏まえて、この後の意見交換のきっかけとして、皆さんに共通する質問を投げかけてみたいと思います。

まずは、三つのキーワードがあるとした私の認識と、それを基に私なりの解釈をしたことについて、コメントがあればお聞きしたいと思います。

併せて、私が個人的に「理解」とか「説明」に伴って生じると感じる「負担」ということについて、皆さんはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

私はもちろん、当事者が説明するという負担は軽減したほうが良いと思っています。併せて、マジョリティ側には、いわばマイノリティを理解するための負担を負わなければならないという義務と責任がある、という意見を持っています。でも正直に言うと、マジョリティもこの社会構造に生み落とされた人たちであるので、急に「負担してほしい」と言われても困るのではないかと不要に思ってしまう自分もどこかにいます。なので、説明や理解をする、あるいは文脈を広げて、何かを変えていくという状況になったときの負担……特に今、「マジョリティ側の負担」ということについて皆さんがどのようにお考えなのか。すでにご発表の中にも少し入っていたかと

思うのですけれども、理解と説明に伴う負担と申しますか、負担の軽減あるいは負担の分担についてお考えを伺いたいと思います。

では、発表順にお答えください。お互いに聞きたいことがあれば聞いていただき、その流れでお話を進めてくださっても構いません。

(松岡) 確かに、「説明」「負担」「約束」という三つのワードで整理できる面もあるかと思います。負担を当事者に負わせている状態だということは三人の中でも共通していた話であり、それは事実としてあると思います。

私の発表に話を引きつけると、ゲストスピーカーとして学校に当事者がやってきて、自分のセクシュアリティを明かして、自分のライフヒストリーを話す。その話を聞いた人が、「いい話を聞いたな」「すごく大変そう」といった、何らかの思いを受け取ります。ただ、それだけで終わらせてしまうと、結局は「かわいそうな、特殊な人を理解してあげよう」ということでしかなくて、その先の差別の解消には至らないのではないかというのが私の問題意識です。ここは、その後の三木さんのお話にあった「実践知」、すなわち自転車の乗り方というのは一回では分からない、という点を考えていくことが重要ではないかと思いました。

「負担」という点については、例えば私自身も、当事者ではあるけれども、では社会構造をどれだけ理解していたか／しているかというところでは疑問があります。すなわち、同じ性的マイノリティであったとしても、自分以外の人たちがどういう状況に置かれているのか、どういう困難に直面し、どういう社会の状況があり、どういう法律があるかなど知らないことも多いのです。もちろん自分の経験や困難はあるけれど、マジョリティの人たちと変わらない地平にいる点もあると思います。そうすると、マジョリティの人であっても、学びのためのステップみたいなものはやはり必要になってくると思います。ですから、最初は当事者の人に説明を受けたりすることは避けられない面もあると思います。そのときに、ゲストスピーカーとしてやってきた人が自分の人生経験を語って、すごい気づきがあったり、「大変だな。自分には見えていなかった視点が ある」と知ることは大事なことであり、それは否定し切れないことだと思います。

でも同時に、三木さんのお話を聞いて思ったのは、そこで終わったらだめということです。すなわち、実践知に結びつけていかなければいけない。約束事というか、一緒にどう生きていくかということ、ちゃんと試行錯誤してもらわなければなりません。そうすると、「話を聞いて、すごくためになった」と思ったら、その先に「そもそも何で、性的マイノリティの人たちはカミングアウトできない社会状況なのだろうか」、さらには「自分たちが開示しづらい状況を作っているのではないか」「現状を変えるためには何をしたらいいのか」と、何か行動に繋がっていったり、さらに知識を得ようとしていったりするわけです。時には当事者とのコミュニケーションに失敗してしまうこともあるけれども、学んでいくということがステップとして必要になってくると思います。

そのときに、三部さんのお話にもあった「特権性」ということを自覚すると、マジョリティよりマイノリティに説明の負担が重くかかっている、といったことに気づいていけると思うのです。そうすると、例えば当事者の負担にならないように、機会があればできるだけ自分が説明してみ

よう、といった行動に繋がっていくのではないかと思います。

負担が当事者に寄っていることは実態としてあるし事実で、しょうがない面もあるけれども、実践知に結びつけて、その負担や不均衡を減らすために行動していくことが大事だと思うのです。そのためのステップを設けていくことが必要だと思います。

(三木) 私に頂いたコメントでちょっと補足すると、命題知から実践知に移ることで「負担を軽減する」という話をされました。松岡さんも言われたように、私も軽減はそんなにされないかもしれず、ある程度負担するのはしかたないと思っています。ただ、私が大事だと思っているのは、「徒労感が減る」ということです。ただ情報を与えるだけだったら、与えて相手が「分かった」となったはずが、後日会ったら、「ところで」とまた同じようなやり取りが始まる感じなのです（笑）。私も頑張っただけ負担は引き受けませんが、これでは先が見えません。

私の祖母は九十何歳で情報的な意味での知識は少ないのですが、私は、トランスの人によくあるようなしかたで親戚と縁が切れているということはなく、祖母とも割と会っています。そうしたら、祖母には分かっていないこともいろいろとあって、たまに「本気か？」と思うような変な振る舞いもするのですが、行動のしかたは以前からは変わっていて、（ミスジェンダリングをせず）「うちの孫娘はこんなことをしていて」と言いだしたりします。また、私の知り合いにトランスフォビクな人がいたら、理論的にはあまりちゃんとした議論になっておるわけではないと思うのですが、食ってかかります。（笑）要するに、生き方は変えてくれているのです。だから、理論的な命題知を私から祖母に大して与えられているわけではないような気がするのですが、何かちゃんと進んでいるなと思うのです。そういう意味で、徒労感のないコミュニケーションをしたいと思っています。

それに関連して、「マジョリティの負担」ということをおっしゃっていたと思うのですが、それについては率直に「負ってください」と私は思っています。この世の中はもともといろんな制度がすごくシスヘテロ向けにできていて、多くの方は、周りの人がシスヘテロだけだと思って振る舞っています。私にはすごく不思議なのですが、知り合いのシスヘテロの人に「何であなた、シスジェンダーになっちゃったの？」と聞いても、説明なんかしてくれません。説明してくれないから、こっちは気持ちが分からない。正直、私はシスジェンダーの気持ちもヘテロセクシュアルの気持ちも分かりません。分からないけれども、はっきり言って、子供のころからずっと“合わせてあげている”のです。負担はこっち側がずっと引き受けてきたのです。ですから、その状態を変えて「『シスヘテロのふりをしないでやっていきたいのです』と言ったときぐらい、当然そっちが変えてくださいよ。頑張ってくださいよ」という気持ちなのです。

個人レベルだったらこれまでも私と一緒にやっていけるのだから、私が自分を隠さないでいようにやっていけるために、もっとどうにかやり方を変えていきませんか、という話なわけです。具体的には個人ごとに違うので、私とまた別のトランスジェンダーの人だったら、事情もやり方も違うと思います。ただ、LGBTQ+の人たちにかろうじて何か共通項を探すのだったら、そのときに求められているのは、「シスヘテロしかない」という前提での構想のしかたを変えていくということだと思うのです。それは、もちろん手伝うけれども、その負担を引き受けたくないと言われたら、要するに私たちとやっていきたくない、暮らしたくない、ということです。

そう理解しますけれどもいいですか、と私は感じております。すみません、ちょっと口調がきつかったかもしれません。(笑)

(三部) コメントを頂いたり、今のお二人の返しなどを聞いていて、いろいろと思うところがあります。まず、斉藤さんが下さったコメントについてお返ししておきたいと思います。

「説明」と「負担」と「約束」ということで私たちの発表を整理して下さったと思います。確かに、「説明」の責任ということでカミングアウトとひもづけて求められているものは、けっこう重たいものだ改めて感じています。アイデンティティとか、自分は何者かということ言うだけではなくて、病院からは『『こういうことをしてください』まで言ってくれないと、分からない』と言われる。これは……「負担」かな？

質問に「理解に伴う『負担』」ということがありました。マジョリティ側が差別のことを考えるときに出てきてしまうのが、「抵抗感」です。このことはダイアン・グッドマンの本にも書いてあった、「特権を降ろしなさい」という話になってくると思います²³。すなわち、自分は特権を手放したくないし、別の自分の脆弱なアイデンティティに行ってしまう²⁴。例えば医療現場だったら、「そんなことを言っても、私たちはすごく忙しいから、マイノリティのことまで考えてられません」と。教育現場も同じです。「生徒も今、大変。モンスターペアレントがいて、すごく大変」というので、そちらの負担感の話ばかりになって、「みんなつらい。大変」といった話になってしまいます。それは止めたいと思います。

そうすると、「理解」と同じで、だれにとっての「負担」なのかという議論になってきます。すなわち、「それぐらいの負担は引き受けてちょうだい」とか、「でもこの負担はこの人たちの命にかかわる」という負担もあると思うので、それこそみんな考えていく必要があると思います。

私たちの報告の中で、全体的に、当事者から話を聴くことがちょっと批判的に聞こえたかもしれません。休憩時間中に松岡さんとも話していたのですけれども、それはカードの一つであって、いろんなカードがあったらいいという話です。それがきっかけになって、次のステップとか考え方の糸口、自転車の乗り方のワンステップのようになればいいのではないかと考えています。日常生活の中でさえマイノリティの立場で（私たちのように）話す仕事に就いていない人が、大多数の匿名の他者に対して、自分のライフヒストリーや個人的なことを話すのはすごく負担の大きいことです。ですから、私は批判的でした。でも一度、「旅費が出るから、来ない？」とあって当事者を呼んだことがあります。ただそのときは、せっかく来てもらうからにはいろんなことをやろうと思っていました。その人は、同性カップルとして子どもを育ててきた経験のあるかたです。

私は授業開始の一～二週間前から、「同性カップルの子育てに関してどういうイメージがありますか」と学生さんたちに聞きました。すると「率直な意見」がいっぱい寄せられました。それをご本人に見せたところ、「いやあ、みんな正直なこと書くね」と言っていました。「正直なこと」とは、本人に話を聴く前に、何の予備知識もない学生たちが書いた、マイノリティに関する率直

23 ダイアン・J・グッドマン著、出口真紀子監訳、田辺希久子訳『真のダイバーシティをめざして——特権に無自覚なマジョリティのための社会的公正教育』（上智大学出版、2017）。

24 例えば、白人のシスジェンダーのヘテロ男性は特権があるように思えるが、本人としては労働者階級としての立ち位置から、他のマイノリティのアファーマティブアクションに反対すること等があげられる。

な感想のことを指しています。そこは医療系の学校でしたが、「子どもがかわいそう」「そういうのはいいけど、自分が子どもだったら、嫌」といったことが学生たちの感想でした。

その後、当事者本人に来てもらい話を聴き終わったところで「では、みんながどんなことを書いていたか（書いた人の名前を伏せて）見てみましょう」と、それぞれの感想をスクリーンに映し出しました。すると、あぜんとした表情を見せる子もいれば、「当事者のことについて、みんな何と勝手気ままに書いていたのか」というので、ショックを受けている子もいました。それがすごい傷つき体験になっても困るのですけれども、「一人の人間として、何てひどいことを書いたのだろう」ということで、自分の立場みたいなものを自覚してくれて、それはすごくよかったと思っています。こうした授業のあり方もいいのではないかと思います。補足的な感じになりましたけれども、いろんなやり方があると思います。

(松岡) 今の三部さんの話で、「負担合戦」みたいなフレーズがすごく印象的でした。差別や偏見の問題をゼロサムゲームにしたくない、という点は、今の時代だからこそ考えたいポイントだと思います。これは三木さんの発表にもあったと思います。自らがマイノリティであることの負担は負っている。けれども、自分がマジョリティ側であるような属性について、負担を負うことができているだろうか、という問いは大事だと思いました。差別や平等の問題が全部、パイの奪い合いみたいにされてしまうと、マイノリティの人が声を上げると、「私たちのパイがなくなってしまう」と奪い合いのように捉えられてしまう。そうするとみんな、貧すれば鈍するという言葉がありますが、誰も助からなくなってしまう。そうではなく、同じ社会をどう共に生きているかという視点に立つと、それはパイを奪い合っているわけではなくて、今この場においてうまく生きることを求めているわけだから、そのことをみんなでどううまく調整して、実践できるかという方向に持っていきたいです。

そうすると、例えばマイノリティであることで「被害を受けている」とか「負担を負っている」というのは、事実であるけれども、「被害者」であるかということ、ちょっと疑問が残ります。被害を受けている部分はもちろんあるけれど、自分が被害者で相手が加害者と簡単に分けきれなかったり、もっと複雑な社会の構造をみようとしないと、ゼロサムゲームのように捉えてしまう面もあるのではと。

例えば、私がゲイであることをカミングアウトしたときに、その人から「過去に差別的なことを言ってしまったことがある」というごんげを受けたことがあります。私はその人の反省している姿を見て、「きっと大丈夫だと思いますよ」と言いました。本心からそう思ったのですが、ただ同時にそう言わざるを得ない状況——こちらがケアをするという感じになってしまったとも思います。もしかしたら、でもこの人が思っているのは贖罪で、私からカミングアウトを受けたときに、自分がマジョリティであるということのある種の罪としてとらえていて、それを差別してしまった相手ではなく別の当事者を前にしてごんげしたいということだったのかもしれない。マジョリティであるという属性だけで罪である、特権性がそのまま罪かのような認識を持っていると思われるのです。そこには違和感があります。私は、あなたに罪はない、と思うのです。ただ責任はある、と思っています。これはパイの奪い合いから脱却するために重要なことではないかと考えます。自分はもちろんマジョリティでありマイノリティであり、両方の側面があると

思います。マジョリティである側面が、それ自体がすでに罪であるわけではなくて、もちろん安易に相対化することには注意が必要ですが、同じ社会を共に生きるために責任をそれぞれがどう負い合えるかというところに持っていけるといいと感じました。

(斉藤) 私の話から議論を発展させていただきました。

「責任」という新たなキーワードも気になりますが、ここからは質疑応答ということで、会場やオンラインの皆さんから頂いたご意見、ご質問に講演者の皆さんから回答させていただきます。

質疑応答

(満島てる子 7丁目のパウダールーム店長、さっぽろレインボープライド実行委員)

ここからは私の独断と偏見で、頂いたさまざまなご質問を講演者の皆さんに投げかけさせていただきます。皆さんにパスするお話は松岡さん、三木さん、三部さんそれぞれに分けていますが、それ以外に「この話題については自分はこう思う」といったことがあれば、ぜひお話しください²⁵。

こちらには質問だけでなく、感想も頂いています。「たいへん興味深いお話ありがとうございます」とか「素敵なご講演をありがとうございました」というコメントもありました。こうした学術的な場面で「素敵な」という表現はなかなか見られませんから、印象的です。

では、発表順に質問させていただきます。初めに、松岡さんからお聞きします。

まさにアクチュアルな論題というか、当事者にとっては非常に衝撃的であった「LGBT理解増進法」に関する事例をお話いただきましたが、さまざまな感想を持たれたかたがいるようです。そこで、最初にもものすごく大きな質問を投げかけます。

松岡さんのお話を聴いて、では、この国で何ができるのだろうか、という質問が来ています。「理解の前に権利保障が必要ということは非常に理解できるのですが、この国でそういった政権は生まれるとも思えません。そうした（目下の厳しい）社会状況でどのように権利保障が進められるのでしょうか」という少し悲観的な意見もあれば、「これまでのパートナーシップ制度や差別禁止条例などの具体的制度の拡充において、この（「理解増進法」という）『理解』を含んだ法律はどのように利用・活用できるだろうか」という、これからを見ているような質問も届いています。こうした点について、さまざまなことを発信しておられる立場から、ぜひ率直なご感想を頂きたいと思います。

(松岡) 本当に「どうすればいいのか」という、これだけでまた次回のテーマにしたいぐらいです。

(満島) そうですね。決まりましたかね、次回のシンポジウムのテーマが。(笑)

(松岡) それぐらい大きな問いであると思います。「今の政権下で何ができるか」という問いは、性的マイノリティに限らず多くの人が、人権に関する法制度がいかに整備されていないかということを感じているから生まれるのだと思います。その問いに私も強く同意します。ただ、「できないことはない」ということは、希望としてはあります。それは、例えば自民党の中には「理解増進法」の成立を推進していた人たちもいれば、一方でLGBTに関する法律はどんなものでも反対というので、ものすごい反発をする人ももちろんいるわけです。そうしたときに、この法律の内容をどこで着地させるのかというので、テクニカルにできることはたくさんあると思います。

「理解増進」という考え方自体に問題もありつつ、実は2021年の与野党協議のときに、もともとなかった言葉が追加されています。それが「差別は許されない」という認識に基づいて理解を増進する、ということでした。つまり、「差別は許されない」という言葉が入ったのです。それは与野党の調整で入ったわけです。これが保守派からすると「『差別禁止』に近いニュアンスを

²⁵ 以下、質問や意見を読み上げるにあたって、表現の変更や省略がなされている場合があります。

持つから、反対」という論争に発展します。これは「不当な差別はあってはならない」に変わってしまいましたが、それでも入れることはできました。法的な議論をするとこの文言でもあまり意味はなくて、「差別をしてはならない」「差別的取り扱いをしてはならない」といった条文がちゃんと入らないと、明確な差別禁止法になりません。でも、与野党の調整でそういう言葉を入れることもできるのです。例えば、野党がちゃんと交渉のテーブルに着ける条件があるか、あるいは自民党のなかの権力バランスにおいて、ちゃんと議論できる人がいるかによって、できることはたくさんあります。ですから、あきらめずにより詳細に知っていくということと、ちゃんとコミットしていくこと、すなわちニュースを見たり、より細かい点をちゃんと見ていくことが、すごく大事になると思います。

(満島) 私も同意見です。政治的な状況を見ていて、当事者も、わっとやられる面もあると思いますが、そこで目をつぶらずに、興味・関心を持ち続けて一步一步歩いていくことは、とても大事だと思っております。

そこから、もう一つ質問させていただきます。

目を開いていくことの一つのあり方として、今回の松岡さんのご発表では、まずは「平等に扱われる」土台を作らなければいけない、確保しなければいけないというご指摘がありました。そこで「教育」に触れ、クィアペダゴジーという印象的な言葉を使って、土台から攻めていくことが必要だというお話をされていました。このことに関連して、ご質問が届いています。

「教育現場では、クィアペダゴジーのお話にあったような教育に時間を割くことが難しい状況もあるのですが、教科教育等における教育の方法について、何かアイデアをお持ちの方はいらっしゃいますか」

松岡さん以外にも、こういうアイデアがあるというかたがおられたら、お聞きしたいと思います。というもので、私自身もこれはすごく大事なご質問だと思います。日本の教育現場では今、学習指導要領の中に性的マイノリティに関する記載がありません。そもそも2020年の改訂に当たって、国から「盛り込むことは時期尚早」という回答が返ってきてしまったという現状があります。学習指導要領というのは理念的なものとはいえ、束縛力もあります。また、それに反発するような形で、「生徒指導提要」という別の文書にはLGBTに関する記載もあります。教育現場の制度というか、環境の整備もうまくいっていないという印象があります。クィアペダゴジーを広げていくとなったときに、そこが大きな課題になってくると思うのですが、いかがでしょうか。

(松岡) やはり学校現場でそうした教育実践を行うための余裕、余力がなかなかないという点は考える必要があると思います。実態として先生たちがすごく大変だということとか、教育の仕組み自体が今、すごく厳しい状況にあります。労働環境もそうです。ただ、その上で実は性の多様性に関しての教育を「パッケージ」としてではなく実践できる側面もあるということを伝えたいです。何らかのパッケージを届けるということではなくて、そもそも学校のあり方や制度、学習指導要領のあり方そのものについてとらえ直していくということです。

例えば、算数であれ数学であれ英語であれ、いろんな教科を話していて、例文で出てくる家族の……

(満島) 「男の子」「女の子」といった表記ですね。

(松岡) そうした当然のようにシスジェンダー・異性愛のカップルや家族が用いられることを含め

て、実は隠れたカリキュラムの中、先生たちが日々のコミュニケーションの中でこそ実践できることがたくさんあります。

今日は具体的なことはお話しできないのですが、性教育に関する歴史研究をされている堀川修平さんという人の『気づく 立ちあがる 育てる——日本の性教育史におけるクィアペダゴジー』という本があります²⁶。これがすごく参考になると思います。過去に、「LGBT」という言葉があまり知られていない状況の中で、すでにこうした教育実践をやってきた人たちがいるということを実例として紹介してくれている本です。まさに、同性愛などに関して「気持ち悪い」「異常性欲だ」と世の中の多くの人が思っている状況にあって、いかに先生たちがクラスでクィアペダゴジ的視点を持って教育を実践してきたかということが歴史研究の視点から書かれており、学校の先生にはすごく参考になると思います。ぜひ読んでもらいたいと思います。

(満島) 参考文献の提示までしていただきましたが、クィアペダゴジーについて、ほかのかたからもご意見を伺いたいところです。

(三部) 教育現場で忙しくされているかたからすると、新しく勉強して、教科内容としてどこかにコマを取って教えるのが難しいと思っているのではないかと考えました。でも、ふだんやっていることは何かと考えてみたときに、先ほど松岡さんが「隠れたカリキュラム」と表現されていましたが、明示化されたカリキュラムでなくても、先生のふだんの生徒に対する立ち居振る舞いで何か伝わっているのです。そこは、割と直しやすいところがあるのではないと思っています。例えば、「はい、その男子」とか「男子と女子で分れて」といったことはやらないで、「偶数番号の子はそっち、奇数番号の子はこっちに来て」と言い直すなどのやり方があると思います。

また、これは私が以前勤めていた大学の話ですけれども、いわゆる男子学生が少ない大学で、名簿を見ると男女混合名簿なのですけれども、男子だけ灰色に網掛けされているのです。そして、その子たちだけは「君」で呼ばれていて、すごくもやもやしました。そこで、私は常に反乱するかのように、全員を片っ端に「さん」付けで呼びました。ほかの教員が「〇〇君」と言っても、すぐに「さん」を被せる勢いで呼んでいました。「君？……さん、ですよ」と繰り返してもいいました。そういうこともできます。

また大学生レベルではなく、小学生などで「女同士でくっついて、キモイ」とか「男同士でくっついて、キモイ」と言っているのを見たら、ちゃんと注意する。そういったところからできると思います。大仰に「やらなきゃ」とやると、それこそ負担感がのしかかってきます。できるところもあるので、ティップスとしてそういうことが広まればいいと思います。

(満島) なるほど。実践者の発言は、説得力がありますね。

(三木) 私は高校以前の教育現場は知らなくて、大学で教えているだけです。教育学も知らない話でお二人ほどしっかりした話ができないのですけれども、私がやっている話を共有したいと思います。

自己紹介でお話ししたように、私は特にジェンダーとかクィアが専門なわけではありません。授業では、みんなで問題を解いて論理学をやっていくとか、英語の哲学の論文を読んでいます。

お二人の話とも共通すると思うのですけれども、私は論理学をやるときでも、例文として“Everyone loves everybody.”などと出てくると、「アセクシュアルの人もあるよね」という話

26 堀川修平『気づく 立ちあがる 育てる——日本の性教育史におけるクィアペダゴジー』（エイデル研究所、2022）。

をします。また、教科書を読むと出てくるのは“John loves Mary.”とかばかりですが、
“John loves Bill.”も出すとか、特に断りなくやっています。当然、学生のこともみんな、「さん」
付けで呼びます。あと、授業が始まる時の1回のイントロダクションぐらいはそんなに中に踏
み込まないでも時間を使えるので、私は基本的に代名詞で呼ぶことはないけれども、「こうい
うふうに呼んでほしい」とか「名前の呼び方を変えてほしい」、あるいは「フォームを用意する
ので、何かあったらここに連絡してくださいね」などとやっています。どれだけうまくでき
ているか分かりません。学生さんの満足度などを調べたことは……厳密に言うとアンケート
はあるのですが、それに関しての結果が出たことがそんなにないので分かりません。論理
学の授業は一学期15回なのですけれども、15回のうちの一回をやめてクィア話に費
やすのではなくて、ただただやり方とか例示とか……あとは哲学の話をするときも、
男性でない女性やノンバイナリーの……ノンバイナリーと知られている哲学者は
多くないですけれども、その人たちの話を出すように心掛けています。

松岡さんが言われていた「隠れたカリキュラム」にどうにか抵抗していくとか、
三部さんが言われていたように、ふだんの呼びかけ方などを工夫することは、
それ用の時間を取って何かをするというよりは、ずっと日常からやっていくこと
です。また、日常でやっていくことだから、時間上の負担をそんなに極端に増
やさなくても、フルにできるかはともかく心掛けられることではないかと、
やっけています。

(満島) 会場にお越しのかたの中には三木さんの『会話を哲学する』を読まれたか
たもおられると思うのですが、このご著書自体、今回のご発表の元にもな
っているのだと思います。この本の書き方も、哲学の話をしているのだけ
けれども、セクシュアリティに関してさらっとフォローアップされています。
なるほど、こういうところ、こういう気持ちからこの文章が生まれたのだ
ということも感じられて、印象的でした。

スライドする形で、三木さんに質問します。

「私はマーベル映画が好きなので、三木さんもそうだと伺い、うれし
かったです」というコメントも届いていて、ほっこりしました。さまざま
なご質問が来ていますが、「約束事」と「規範」という話を取り上げさせて
いただきます。

言語哲学などで出てくる何がしかの事例、つまり今回の「いちご」の
ような事例というのは、どちらかというと科学的な研究室におけるフラスコ
の中身だと私は思っています。ある条件を整えた場合の事例において何が
起こっているかをそこで見ている、ということだと思のです。ですが今
回は「会話」がテーマになっているという面もあり、研究室には収まり
きらない実際の会話の場面に、どうしても思いが至ります。会場からも、
「会話の社会性」という点に結びついた質問が来ています。

「約束事のコミュニケーションは、社会構造や規範の影響を大きく受けて
おり、またそうした構造や規範を再生産する可能性があるのではないでしょ
うか。発話を契機としてある種の取り決めとしてのコミュニケーションが
成立することを理解することととらえるのであれば、それらの主体が存
在している社会の構造や規範がそもそもの発話に影響を及ぼしているの
ではないでしょうか」

以上のようなご質問が幾つか来ています。これは確かに、実際の場面で
会話をすると

きに、その人のバックグラウンドに基づく発話であるとか言語のチョイスがなされるということを見ると、重要な文脈が入り込んできたときに会話がどのようになっていくかということとも関連してくると思います。LGBTQに関して何かを語る際に絶対に意識するであろう「社会性」ということとも接続している部分であると思うのですけれども、これについて伺いたいと思います。

(三木) その点については私が今まさにすごく関心を持っていて、最近もそれに関連してマンスプレイングを例に挙げて、マンスプレイングという個別のコミュニケーションの事例がいかにしてジェンダー階層に結びついているのかということ、頑張っ論文で書いています。……まだ出ていなくて、しかも査読付きではありませんが。

ご質問のとおり、個々のコミュニケーションに社会構造が反映されるという例は、いっぱいあると思うのです。私の枠組みでは具体的に何が起きているかということ、私のコミュニケーション論では、会話参加者が会話をするたびに、その後の行動のすり合わせ、すなわち「このラインに沿って行動していこう」という約束事を作っていきます。しかし、その後、実際にどのような行動をしたらその約束事に従っていることになるのかというのは、実は未決定であると思うのです。では、未決定であるときに何が起きるかということ、話し手と聞き手でその後の方針のすれ違いが生じます。聞き手が想定していた従い方と違う従い方を話し手がしたら、「ちょっと待って」という言葉が飛びます。逆もしかりで、聞き手が話し手の思ってもいないような従い方をしたら、話し手が「あれ？」と言ったりします。そういうふうに言われて、「あっ、間違っていた」という感じで調整していったりする。それでうまくいくといいのですけれども、私はその場面に社会構造がかかわると思っています。ややこしいのですけれども、話し手と聞き手がコミュニケーションを通じて約束事を作っていくということにおいて、それへの正しい従い方を決める何か客観的な手段があるわけではないと思っています。お互いに「それは違うじゃないか」、「それでオーケー」というすり合わせを通じてでき上がってくるものだと思います。

ただすり合わせといっても、相手が上司だったら、変なことをやっても「ちょっと待って」とは言いづらい。あるいは、相手が男性だったら、女性側が「ちょっと待って」と言ったとしても、相手は「いや、みんなこうするよ」と周りの助けを得やすいということがあります。そのようなかたで社会構造がまさにコミュニケーションに関与してきて、コミュニケーションを社会構造上、有利な人に有利なように運ぶ力をもたらしているのではないかと考えています。だから、ご質問に対しては、そうなっていると思っています。その中で、今はまだ何も答えがないのですけれども、社会構造上、コミュニケーションを有利に運べる人が一体、何ができるのか——今後の課題です、というだけの話ですが——考えていきたいと思っています。

(満島) まさに『会話を哲学する』の第五章のあたりや、三木さんの別のご著書である『言葉の展望台』の中にもマンスプレイングに関する興味・関心があふれているように思いました。これからのご執筆を楽しみにさせていただきます。

そこから、私自身の興味・関心にも引きつけながら、もう一つだけ質問させていただきます。

お聞きしたいのは「約束事のコミュニケーションを行うにあたって、どんな人がその場にいることが可能なのか」ということです。次のようなご質問を頂いています。

「相手が、理解する準備が整っていなかったり、そもそも理解する気がない人だった場合、一体どうしたらいいのでしょうか」

「全く無知な相手との間に行動方針調整としてのコミュニケーションは成り立つのでしょうか」
また、これも面白いので読み上げさせていただきます。

「三木先生が『私はトランスジェンダーであることと、性別、セクシュアリティ以外は大体マジョリティなので』とチラッと述べられていたと思うのですが、自分自身も確かに、マジョリティの側として暴力性を発揮することの方が多いただろうと思うことが多々あります。そうした、自分の中にマイノリティ性とマジョリティ性が併存する状況についてどう考えられるか、お考えをうかがえるとうれしいです」

つまりどんな人がその場において、どう会話するべきなのかという点がすごく難しくなってきました。例えば、同じ場に不寛容な人がいた場合、会話はどのようにして成り立つのか、成り立たない場合にはどのようにすればいいのか、という点には、私自身も大いに関心があります。

ということで、どのような人が約束事を形成できるのかという点について、お話を伺いたいと思います。

(三木) 今のお話はすごく大事なことだと思いますが、幾つかの異なる話が結びついていると思います。

まず、相手が無理解だからうまいこと話せなくなる、ということですが、このことについては今、「分析フェミニズム」という分野で大いに研究されています。本来、コミュニケーションというのは話し手だけで完結することではなくて、聞き手に理解の準備があるかどうかによって依存します。ですから、その準備がない人に対しては、そもそも発話が制限されてしまいます。全然知らない人に、急に私が「ジェンダーアイデンティティが……」なんて言えません。そういう場合には、話せることが制限される。あるいは、こっちは対等に話しているつもりでも、マイノリティ属性を持っている人の発言を話半分に受け止める人がいたときに、どうしてもコミュニケーションはうまくいきません。あるいは、マイノリティであるがゆえに、どうしてもメディアなどにおけるリプレゼンテーションが少なく、そもそもうまく経験を語るための言葉が流通していない場合にも、語ろうにも語る手段がありません。そういうことが、性的マイノリティもそうですし、人種的マイノリティとか、女性やノンバイナリーの人などにも起こっているのではないかという話があります。そういうしかたで参加できないことに関してどうしたらいいのか、私もすごく気になります。

即座にどうにかするとか、今会話している場面で「これをやったら特効薬になる」とかではないと思っています。ただ、幾つかの話がつながっているのです、その話はいったんそこで置いておいて、それに加えて、相手がとても不寛容な場合にどうしたらいいか、という話もされてきましたね。それらに関して共通する私の問題意識があって、目の前の人が無理解のときにどうしたらいいか、また目の前の人としゃべるときに使える言葉が自分に足りないときにどうしたらいいかという場合に、コミュニケーションはどうしても「この場」で完結するものだと考えられていると思うのです。でも、私が考える約束事の形成としてのコミュニケーションというのは、(右手を挙げ) この場の相手ではなくて、(左手を挙げ) こっちでうまいことやっていったらこの人の行動は変わるわけです。こっちで会ったこの人が、変わっていく。だから、(右手を挙げ) こっ

ちでうまくいなくて、相手がとても不寛容で全く行動を変えてくれなくても、（左手を挙げ）この辺の人たちを変えていくことはできるかもしれない。そうしたら、私から（右手を挙げ）この人への影響はなくても、ひょっとしたら周りに引きずられてしかたなくこの人は変わってくれるかもしれないという、周りのコミュニケーションをちょっと……ここで完結したものではなくて、社会に広がっているものとして考えていったらいいのではないかと思うのです。それが、最初のマイノリティ側に手段が足りないときにもつながっていると思っています。

今まさにマジョリティの人と向かい合っているときに、言葉が足りなかったり使える発話がなくてできなかったとしても、まずはマイノリティ同士でたくさん会話をして約束事を作っていき、使える言葉を増やしていく。「私たちはこれでこういうふうに行っているのです」というのを作って行って、それをちょっとずつ、一緒にやってくれる人に広めていくことができるのではないかと思うのです。だから、トランスジェンダーというのは数がとっても少ないので、私がトランス友達としゃべる機会はすごく少ないのですけれども、個人的にそういう機会の中であってもこうでもない新しい言葉が出てきたりするのを、すごく大事にしています。

また、「自分の中でマイノリティ性とマジョリティ性がある」というお話がありました。これに関して、ご質問の意図と合うかどうか分からないのですが、私自身語りながらもちょっとだけ違和感がある、最近、問題意識として持っていることがあります。

つまり、人間をスライスして行って、ここはマジョリティ、ここはマイノリティ、ここはマジョリティだから暴力的で、ここはマイノリティだから暴力を受ける、という考え方は、違っていると思っています。言葉で語るうえではどうしても分けて語るしかなくて、私は今、女性として生きていて、トランスジェンダーだからマイノリティ側だし、でもバイナリーだからノンバイナリーに比べてマジョリティだし……と、いっぱいあります。語るときは一つ一つ分けて語るのですけれども、実際には社会構造というのは、一つ一つ分けして何かをもたらしているわけではなくて、一つの固まりとしてぐによく動いていて、その中で生きているわけなので……ご質問の答えになっていないと思うのですけれども、ただここはマジョリティ、ここはマイノリティと分けて、相手がマイノリティのときにどうしたらいいだろうかという……もちろんそういう考え方を私もすることがあるのですけれども、根本的にはそういうふうに分けるのではなくて、松岡さんが言われたとおり、いろんな人がみんな一緒に生きるようにはなっていないこの社会でみんなが生きるにはどうしたらいいかということで、分けなくなるけどできるだけ分けなくて考えるのが大事だと思っています。

(満島) まさに不寛容に対して、マイノリティ同士の会話ということで言えば、マイノリティのコミュニティの中では「『ホモ』じゃなくて、『ゲイ』という言葉を使おうよ」といったことがあります。それはエンパワーメントの歴史の中でずっとやられてきたことだと思うので、興味深く伺いました。

また、「ぐによく動いている何か」というお話がありました。最近、「インターセクショナリティ」という概念が日本でもようやく広まってきましたけれども、そこにつながることもあり、とても含みのあるお話だと思いました。

(松岡) 今の三木さんのお話に関連して、聞いてみたかったことがあります。特権性などもそうですけれども、内省ツールとして使うのにはけっこう便利ではないかと思うのです。ただ、他者に

ぶつけるボールとしては、それはけっこう危ないときもありそうと思っています。自分が今どういう立場にいるかということ俯瞰して見ようと思ったときに、例えばスライスした意味でのマジョリティ、マイノリティという属性で見ることでもできるけれども、インターセクショナルリティという概念がありますが、差別は交差したり、それによって特有の経験が出てきたり、分析というか、ちゃんと社会構造のうにようによしているところが自分にどう影響しているかというのを考えるためには特権性という考え方は重要なツールだと思います。例えば私の場合だと、確かに、ゲイだけれどもシス男性という面はある。さらに、「大学を卒業している」「今のところ、そんな大きな病気になっていない」「とりあえず明日は、お金的には生きていけるな」と、いろんなことの組み合わせの中での、今の困難を持っている部分とそうではない部分の相互関係とか影響を考えることができるので、そういう意味での内省として特権性を考えるのは、すごく便利だと思うのです。

ただ、例えば何らかのコンフリクトに対して特定の個人に「あなたは特権性を持っている」という追及については懸念を持ちます。まず基本的に相手の属性や経験の全部を分かるわけではないこととか、そういう意味で社会構造として捉えることやの自分の内省ツールとしては便利だけれど、個別具体的な事象にそのまま用いることの怖さがあると思います。今のお話を聞きながら、どのように考えたらいいかと思いました。これは感想ですが、お答えいただけるなら幸いです。

(三木) 答えにはならないかもしれないのですが、松岡さんがその前に言っていた「贖罪してくるマジョリティの人」などとも関係していると思います。

特にフェミニズムなどに関心を持ったシスヘテロ男性がよく打ち明けてきがちなのですけれども、マジョリティ男性としてすごく罪悪感を持っていて、「私はこれからどう生きていったらいいのでしょうか」、あるいは「罪悪感を持っていることがつらい」という話をされることがあります。

そういうときにも思うし、松岡さんのお話を聞いていても思うのですけれども、個人レベルの話と社会レベルの話——厳密に分けられるかはともかく、また双方は影響し合っているのですけれども——を分けたほうがいい場面もあります。個別には被害経験はあるのです。私も、それこそ三部さんの発表にあったように、ただ健康のために必要な処置が欲しいだけなのに、お医者さんに「トランスジェンダーで」と言ったら、拒否されたことは実際にありますし、ストーカー被害を受けて警察に言おうとしたら、「いや、あなたは受けないでしょ」という感じの扱いをされたことがあります。このように、個別にはあるのです。それはトランスジェンダーだからだと思います。

ただ、その被害、加害というのは、個別の話なのです。個別の事件において私という個人が被害を受ける。その背景にはもちろん、社会構造や偏見があるのですけれども、被害、加害自体は個別なわけです。それに対して性的マイノリティがどう、マジョリティがどうというのは、被害・加害の個別の話というよりは、社会構造の話です。だから、個人は被害を受けているけれども、トランスジェンダーというカテゴリー、集団が別に被害者なわけではありません。これは松岡さんが言われたとおりです。

ええと、私、何の話をしようとしてたのでしたっけ。(笑)

（「内省ツールの的に使える……」という声）

（三木） そう、それを考えていったとき、内省ツールとして使うというのは、何のための内省にすべきか……あるいは、人に投げかけるときも、何のための投げかけにすべきかという、社会を反省するための内省と投げかけであるべきだと思うのです。その点では投げかけも大事だと思っています。実際、シスヘテロで、男性で、健常者でうんぬんかんぬんだったら、こういうところを歩いていけるし、こういう制度を使える。けれども、そうではないこの人はそれらを使えませんという、そういうのは大事だと思うのですけれども、ただそれは個人を責めるのとは違うし、内省するときも、私がマジョリティ属性を背負ってしまって、原罪……みたいな感じではなくて、社会構造の中で自分がどれだけスムーズなのかということの把握に使うべきなのです。だから、スライスみたいに考えるのがよくないというのも、そういう考え方をしたら個人というのが幾つかの属性から編まれている……個人の側面を取り出したら、ここにトランスジェンダーがあって、ここに何かがあって、と見えがちなのがよくないと思うのです。そうではなくて、個人の話の奥にある社会構造の話のほうに行くべきで、特権に関する内省も投げかけもそちらに結びつけたほうがいいのではないかと思います。

（満島） 登壇者同士で議論が盛り上がってきています。

さて、三部さんにも質問が届いています。三部さんからは事例を伴う具体的なお話を頂きましたが、それに強く反応したかたがおられます。

例えば「カミングアウトされたとき、『関係ないよ』（君がどうであれ、君自身を受け入れるよという意味）と言われたときにどういうふう感じたかという事例はありますか」という質問がありました。

また、看護師のかたからは、「臨床現場では、ほかの事象に比べ、まだLGBTQの応対に対する体験を想起し、実践知を得られ、共有する機会が少ないように思っています。気づきを熟成させるために、どんな取り組みが必要とお考えでしょうか」という質問を頂いています。

（三部） カミングアウトされて、「そんなの関係ない」と返す。励ますつもりで返した言葉なのに、カミングアウトした側からすると「関係あるから言っているのに」となる。すなわち、「あなたと私は違うというこの差異を、まずは認識してほしい」というメッセージを発しているところに、意図はともかく「関係ない」という言葉が返ってくると、カミングアウトした側にはもやっとしたものが残ります。したがって、その後また関係性が続いていくのであれば、相手が（自分の意図することと）違うことを言ってきたときに、それをちゃんとコミュニケーションにつなげていくとか、「関係ないから聞きたくない」と（両者の関係性を）消してしまわない、ということが、大事ではないかと思います。カミングアウトした側かされた側か、どちらのご相談か分からなかったので、ぼんやりした話になってしまいました。

それから、臨床の現場というのは確かに、見えているものや認識しているものを積み重ねていく、事例や実践知を積み上げていくということにすごくたけていて、慣れた領域だと思うので、経験がないと想像しにくいというふうになりやすいのではないかと思います。

実践知ということではいろいろと出てきていますが、それこそできることといたら、名前をフルネームで呼ばないことから始めるとか、また大きい病院だとトイレの問題がありますが、み

んなで使えるようにしたらどのようになるかを考えていくなど、レベルによってやれることがいろいろあると思います。

私は研修をさせていただく機会がたまにありますが、気づきを得たとか、考えたいと思っている現場の人たちが、一人、二人で孤立して考えると、「どうしよう」と止まってしまうがちです。それで、研修などで三～四人のグループを作って、「さあ、話してみましよう」というときに、私は、病院が困りそうな事例を出すことがあります。それは、想像上の事例です。例えば、患者さんが「同性をキーパーソンにしたい」と言っている。でも、主治医に反対された。さあ、あなたただったらどうする——といった事例を出すと、もちゃもちゃとしゃべってくださいます。どこかの看護師さんの話では、「一人とか二人で先生に話をする絶対負けるから、ほかの先生を巻き込むの」と。(笑) というように、それこそそこでの実践知が作り上げていくということがあるので、現場で味方を見つけたり、いい機会があったらそのようにして話していくと、「三人集まれば文殊の知恵」ではないですけども、けっこうできるのではないかと思います。

(満島) 医療現場での戦いをかいま見たような気もいたします。

閉 会

(満島) さて、時間のたつのは早いもので、そろそろ質疑応答の終了する時間です。最後に、一つだけ質問を投げかけ、一言頂く形を含めて皆さんにお話しいただき、閉会とさせていただきます。

皆さんのご質問から、今回のタイトルにある「理解」という言葉にたくさんのかたが思いを馳せたことを感じました。そして、「理解」したうえで、どのような取り組みが可能なのか、どのように実際のアクションに結びつけていけばいいのかというご質問がたくさんありました。皆さんからはすでに、こうしよう、ああしようということで多くの発信をしていただきましたが、その部分を含めて最後に一言ずつ頂きたいと思います。

(松岡) どうすればよいか……。講演などの際によくお話しするのは、これは耳タコというかみんながよく言う話でもあるし、三木さんの話にも出ていたのですけれども、まずシスヘテロ中心の社会があるという前提で、性的マイノリティが「いない」ことにされています。この現状認識を持ってもらわないと、なかなか議論は進んでいきません。といってもなかなか伝わらないから、とりあえず「あなたの周りにすでにいるのです」というところからスタートしないといけないと思っています。なので、自分は分かっているという人であれば、まず周りの人に「当事者は、言えないだけで、あなたの周りにもいるんだよ」と伝え、みんなにその前提に立ってもらうところからスタートしていくことだと思います。

そのときにまさに、今日で言うと、「実践知を獲得していくために、いろいろとステップを設けて、失敗していきながら学んでいく」ということが必要だと思います。そのときの最終到達点は、「性的マイノリティ」という人を理解するのではなくて、自分を理解するというか、自分が今いる社会の状況を理解するという方向に向かってほしいと、強く思っています。「社会の状況を理解する」というのは、シスヘテロ中心の社会構造にあって、何が「ふつう」とされていて、

何が「ふつうでない」とされているかを知ることです。先ほど例に出しましたけれども、カミングアウトしづらい社会を、だれがどう作ってしまっているのか。自分たちがその社会状況を維持してしまっているのではないか——といった視点に立つ、という意味での「理解」を深めてもらえると、すごくよい方向に進むのではないかと思います。本当に、今日はありがとうございました。（拍手）

(三木) ご質問の件、同じような話になってしまうのですけれども、まずは、「目の前の個々人がシスヘテロである」という思い込みをやめるところから始めることです。プラクティカルには、「ひょっとしたら、シスヘテロではない、同性愛者や両性愛者、トランスジェンダーなどがここにいるかも」レベルではなくて、シスヘテロだと確信できている、分かっている人以外はそうでない者、と見ているぐらいで振る舞ったら、大体大丈夫な感じでしょう。要するに、セクシュアリティなど分からない、シスヘテロであっても言われないと分からない、ぐらいの気持ちでいたらいいと思います。それを具体的にどうやって行動に移すかですけれども、いきなり難しいことはできないと思うのです。どうしても、やりやすいというか、できるところからやっていくしかないと思います。まじめな人、優しい人ほど、それだけしかできていない自分に苦しむと思います。でも、出発点はどうしても……例えば、何度も出てきましたが、呼び方を性別で変えないようにする。そんなことしかできていない、というので苦しむかもしれないけれども、そこから始めるのが大事だと思います。そこから先は、交流が増えるにつれて、あるいは「こういう人もいるのだ」と知っていくにつれて新たに付け足せばいいので、出発点から完璧なものを目指さなくても、それこそ自転車に乗るのと同じように、最初から補助輪なしでは乗れないので、できることからやっていったらいいと思います。

北海道に来たのも久しぶりですごく楽しいし、この会場も楽しかったです。ありがとうございました。（拍手）

(三部) 最後のほうでしゃべると、いろんな人の話を聞いた後の蓄積状態でしゃべらなければいけないので（笑）、何をしゃべろうかといつもすごく迷います。でも、ほかのかたの話と被るのもあれなので、私が個人的に思うことをお話します。

最初のご質問にもありましたが、この国で何ができるかというので、何か大きいことをしようとなると、しょげてくるというか、やる気を失うというか、やってられなくなってくる人もいると思うのです。そこで、私が大学院生になり立てのころに上の人から言われて、「何言ってるんだろ」と思ったことを、今から吐きます。（笑）

私は20年ぐらいLGBTQや性的マイノリティのことをテーマに研究してきましたが、最初と今では、全然雰囲気違います。今はやりやすさがあります。確かに、今でも戦わなければいけないことはあるのですけれども、すごく戦って、疲弊して、徒労感に襲われるといったことが減ってきました。いろいろな質問を受けてどうしたらいいかというときに、「私以外の人にもこういう人がいるから、大丈夫」といったリソースもだいぶ増えてきています。だから、「今の人は恵まれているから、我慢（が足りない）」といった話では、全くありません。あきらめないでやっておけばいいことにつながっていくのではないかと、自分の経験から思うところがあります。しんどかったら撤退するのもあります。いったん休憩もありではないかと思っています。

今日は本当に楽しかったです。ありがとうございました。（拍手）

(満島) お三方、本当にありがとうございました。

それでは、後半の部をこれで終了させていただこうと思いますけれども、最後に斉藤、そして私から一言ずつお話しさせていただきます。

(斉藤) 皆様、長時間おつきあいくださり、ありがとうございました。私も今日、登壇者のかたちからたくさんの方の事を勉強させていただきました。

具体的に何ができるのかというのは、簡単なようで難しいのですが、今回のイベントに引きつけて考えると、こうしたイベントがたくさんあるというのはとても重要だと思うのです。皆さんが言われていたように、一回の授業で何かをやってそれで終わりというのではなく、日常的にいろいろなことを素朴にやっていくということで、数をこなすということも大事だと思います。このイベントの開催は年に一回、LGBTQに限定すれば数年に一回ということですが、それでもこうしたイベントが開催されてきています。それが何かしらの形でいろいろな人に伝わっていくということが、とても大切だと思っています。こうしたイベントはまた開催していきたいと思っていますので、ぜひお越しいただきたいと思っています。今回はオンラインでもできました。こうして数が重ねられ、領域が広がっていくというのは、とても大切なことだと思っています。ありがとうございました。(拍手)

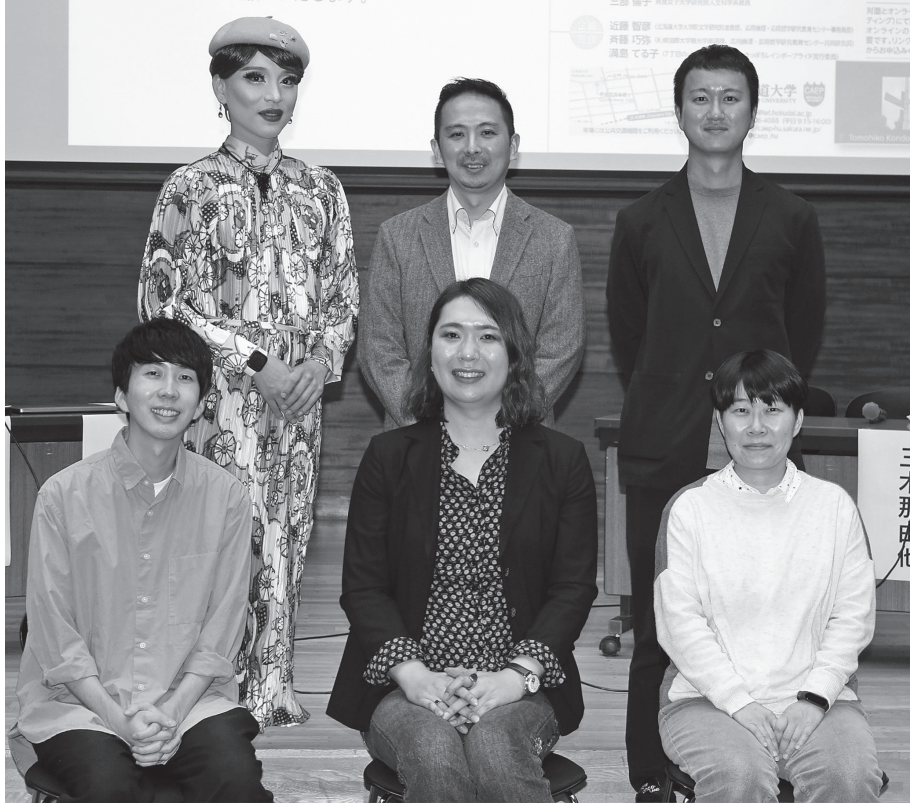
(満島) 斉藤は、ここに参加して下さる「人の数」ということに触れました。私自身は、お話を聴いた皆さんがこの後、どのような実践知を形成していくかということが、やはり一番重要ではないかと思っています。LGBT法案のような政治的なニュースに関して目を開き、自身が今、どんな約束事を形成していて、そこに関してどんな文脈が働いているのかに思いを馳せ、「家族」という規範についても改めてさまざまな角度から考えてみる。さらに、今日お三方に発表していただいた内容を皆さんの中で消化して、これからのアクションに変えていっていただきたいと思っています。

今回は、お三方はもちろんのこと、北海道大学の関係者の皆様には大変なご協力を頂きました。今後とも皆様にはこうしたイベントに足を運んでいただけたら幸いです。ありがとうございました。(拍手)

(近藤) 私からは一言だけ申し添えたいと思います。

最初の挨拶で私は、LGBTQの「理解」について、また「理解」という概念そのものについて、今日のシンポジウムで唯一の正解が示されることはないだろうと申し上げました。しかしながら今は、ちょっと悲観的過ぎたかもしれないと思っています。お三方のお話は、それぞれ異なるトピックを扱いながらも、本当に求められる「理解」とはどのようなものかという点については、かなり収束していたように思います。私としては、そこに希望といいますか、展望を見出すことができ、非常によかったと思っています。

それでは、これにて公開シンポジウム「LGBTQを『理解』するとは？」を終えたいと思います。講演者の皆様に、改めて感謝申し上げます。また、会場に足をお運びいただいた皆様、そしてお顔を拝見することができなくて残念でしたけれども、長時間にわたりオンラインでご参加くださった皆様も、本当にありがとうございました。(拍手)



上段左から、満島てる子、近藤智彦、齊藤巧弥、
下段左から、松岡宗嗣、三木那由他、三部倫子（敬称略）

公開シンポジウム

「LGBTQを『理解』するとは？」記録

発行 2024年3月31日

北海道大学大学院文学研究院
応用倫理・応用哲学研究教育センター 編集

編集責任者 近藤智彦

(北海道大学大学院文学研究院准教授、応用倫理・応用哲学研究教育センター
事務局長)

©2024 応用倫理・応用哲学研究教育センター

ISBN 978-4-9913419-0-8

〒060-0810

北海道札幌市北区北10条西7丁目

北海道大学大学院文学研究院

応用倫理・応用哲学研究教育センター

E-mail : caep@let.hokudai.ac.jp

URL : <http://caep-hu.sakura.ne.jp/>

Twitter : @caep_hu